

西宮市生涯学習推進計画

令和3年度～令和12年度

学び
つながり
ささえあ
う
まち

文教住宅
都市
にしのみや

西宮市

はじめに

生涯にわたり学び続け、 よりよい西宮のまちをつくろう



このたび、本市の状況や社会の環境が大きく変化したことを踏まえ、平成12年に策定した「西宮市生涯学習推進計画」を、大幅に改定いたしました。

人生100年時代の到来が予測され、経済も人口規模も右肩上がり常識であった時代から、新たな時代に突入しています。インターネットの普及による情報化も、光の面とその陰の部分が新たな課題をもたらしています。地域社会の中には、その変化の中で埋もれてしまいかねない人々が、誰からも手を差し伸べられることなく息をひそめて暮らしているかもしれません。

その一方で、市民の間の課題を解決するために自発的に立ち上がろうとする人々の動きも見られます。子供食堂、介護を担う家族のつどい場などは、その代表的なものです。

これらを俯瞰すれば、従来型の地域社会のあり方が曲がり角を迎えながらも、気持ちのある市民の輪によって新たな地域力が芽生え、育ちつつある状況であると言えます。行政の役割は、そうした状況に適切に手を差し伸べ、つなぐことにあると考えます。

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災の助け合いでは、がれきの中から救い出された人の8割から9割が自衛隊や市役所ではなく共助＝地域住民の手によるものであったと言われていす。そして、復興のプロセスにおいて、地域のつながり、支え合いの大切さを私たちは身をもって経験しました。

本市は、昭和38年に文教住宅都市宣言を行い、市民の総意として、自然環境を大切にする、教育の盛んなまちづくりに取り組む姿勢を明らかにしました。これまで、学校教育と社会教育の振興に着実に取り組んできたことを自負していますが、それに加え、今後は、市民が学びを通じてつながり、そのことが地域を活性化し、よりよいまちづくりに繋がる「学びと活動の好循環」を生む社会のあり方を、市を挙げて目指していく必要があります。今回の生涯学習推進計画は、そうした思いで策定しました。

市民一人ひとりが、生涯にわたり学び続け、幸せを実感できるよりよい西宮の実現に向けて、市民の皆様をはじめ、各種団体、関係機関のほか、民間部門とも連携・協働して、積極的に本計画の推進に取り組んでまいります。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご協力をいただきました多くの皆様に心から御礼申し上げます。今後も一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

令和3年（2021年）4月

西宮市生涯学習推進本部長
西宮市長 石井 登志郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 生涯学習の基本的な考え方	2
3 計画の位置付けと期間	5
第2章 本市の目指す生涯学習施策の基本的な考え方	6
1 目指す将来像	6
2 基本視点	7
3 基本方針	8
4 これまでの本市の生涯学習施策	9
5 本市の生涯学習推進の課題と対応の方向	10
第3章 施策の展開	14
施策体系	14
基本方針1：多様な学びの機会の提供	15
基本方針2：誰もが参加できる学びの環境づくり	23
基本方針3：つながりささえあう学習の促進	29
基本方針4：生涯学習を通じた地域づくり・まちづくり	33
第4章 計画の推進体制	44
1 推進体制の整備	44
2 計画の進捗管理	45
資料編	46
1 西宮市生涯学習推進計画の策定経過	46
2 西宮市生涯学習推進本部会議等	47
3 西宮市教育委員会会議	47
4 各種調査	47
5 パブリックコメントの実施	47
6 西宮市生涯学習関連施設一覧	48
7 関係条例等	49

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

西宮市が第5次西宮市総合計画で目指す「未来を拓く文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」の実現には、行政の施策だけではなく、市民の主体的で積極的な参画が大切であることは言うまでもありません。そして、参画につながる市民の意識や行動の変容のために欠かせないものが、生涯学習です。子供から高齢者に至るまでの学びは、市民性や社会性をはぐくみ、人と人とのつながりが保たれた地域づくりに資するものであり、持続可能なまちづくりにとって大きな役割を果たすものです。

本市では、平成12年（2000年）に策定した「西宮市生涯学習推進計画」に基づき、「夢はぐくむ生涯学習のまちづくり」を目指して、生涯学習の推進に関する施策を実施してきました。これにより、市民の間では、生涯学習の考え方や必要性が広く浸透し、学習活動を通じて生活に潤いや生きがいを見だし、自己実現が図られています。

一方、地域に目を向けると、社会の変化を反映した様々な問題が顕在化しています。全国的に進む少子高齢化と人口減少は、比較的人口を維持してきた本市においても、その傾向が表れてきており、また、ICT^{*1}の発展に伴いコミュニケーションの方法が多様化する一方、子育て世帯や単身高齢者世帯の孤立問題をはじめとして、地域における人間関係の希薄化が課題となっています。更に、様々な地域を支える活動の担い手不足や高齢化が、コミュニティの機能低下を招いている現状もあります。

こうした現状等を受けて、平成30年（2018年）に西宮市社会教育委員会^{*2}（現：西宮市生涯学習審議会）から提出された答申（以下、「平成30年答申」と言う。）においては、活力あるコミュニティを持続可能なものとするために求められる社会教育の在り方についての提言を受けました。

また、令和2年（2020年）の答申（以下、「令和2年答申」と言う。）においては、科学技術の発展や寿命の伸び等社会的背景が大きく変化していることに呼応して、これからの社会教育が、個人の成長と地域社会の発展の中心的な役割を果たすべく、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環をつくり、地域社会の持続的発展につなげていくことが重要であるとの提言を受け、あわせて、それに資するための必要な施策についても提案いただきました。

これらの提言を踏まえ、今後の生涯学習施策として具体化し展開していくための新しい指針が必要となったことから、今般、本市の生涯学習環境のより一層の充実を図るとともに、「生涯学習によるまちづくり」を推進するため、「西宮市生涯学習推進計画」を改定します。

※1：Information and Communication Technology の略語で情報通信技術のこと。

※2：社会教育法に基づき委嘱された社会教育委員の会議。本市は、令和2年度より生涯学習審議会に移行した。

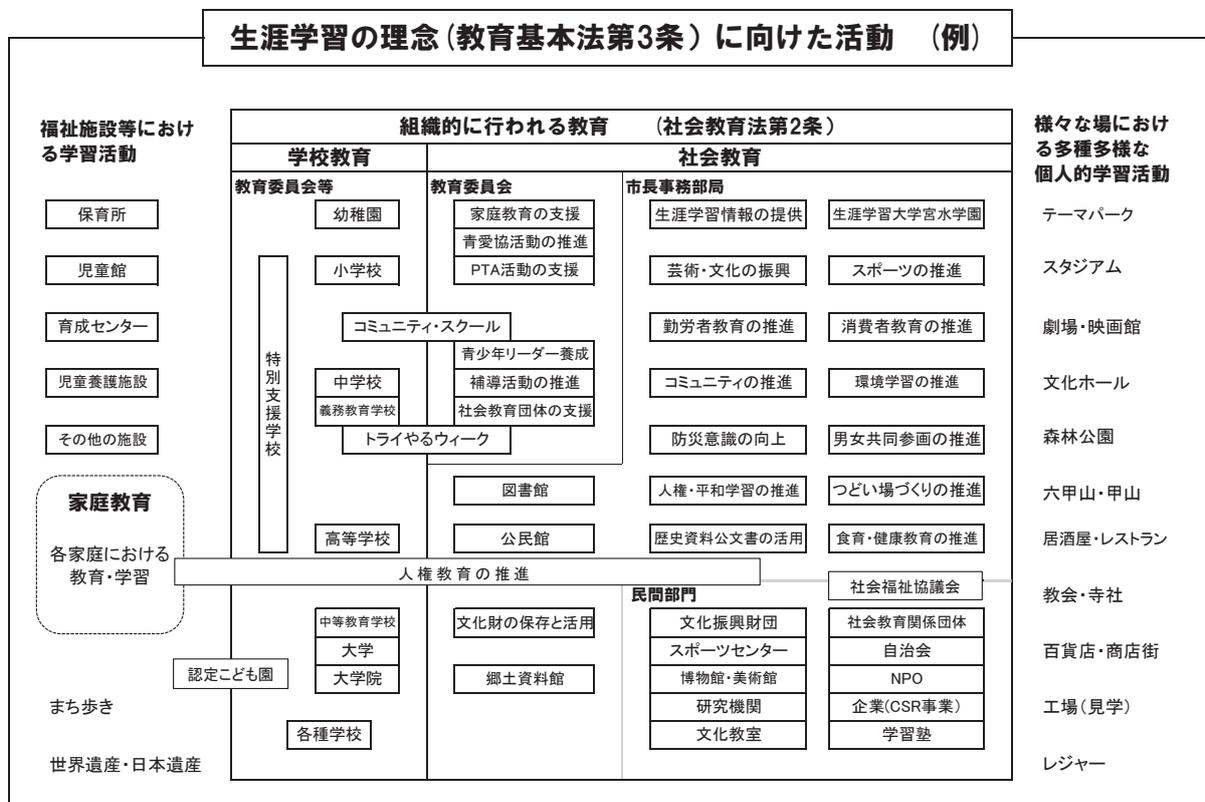
2 生涯学習の基本的な考え方

(1) 生涯学習とは

一般に、生涯にわたり様々な場面や機会を利用して行う学習が、「生涯学習」と表現されます。これには、学校での教育に加え、文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティアなどの多様な活動、企業で行われている教育・研修活動や職業訓練など、就労に関連する学習活動も含まれます。学習の場にも様々なものがあり、多くの人々が学校以外の場所、例えば公的施設や民間施設、NPO^{※3}や各種団体などで学びを実践しています。

本計画において、「学び」とは、日々の経験や振り返り、そして人との関わりを通して、その人の認識や行動が変わっていくこととします。

生涯学習の全体像は下の表のように示すことができます。生涯学習と社会教育とは混同されやすい言葉ですが、社会教育とは学校教育以外の社会において行われる様々な教育活動のことを言うのに対し、生涯学習は本来、家庭教育、学校教育、社会教育、更には必ずしも教育的な意図をもって行われるとは限らない個人の様々な学習活動も含む、人の一生涯にわたる学習の全体を言う言葉です。これからの時代においてはとりわけ、生涯を通じ、他者との関わりの中で社会参加をしながら取り組む学習が重要となります。本計画においては、特にこうした社会参画に向かう生涯学習に焦点を当て、取組みの中心に位置付けます。



※3：Non-Profit Organizationの略語。非営利組織(非営利団体)と訳され、主に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間の団体を言う。

(2) 生涯学習とSDGs（持続可能な開発目標）

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標です。経済・社会・環境のバランスがとれた発展を実現するために、行政・地域・企業・大学・NGO※4・市民等のあらゆる利害関係者が参画して課題に取り組み、「誰一人取り残さない」を共通の理念としており、17のゴールと169のターゲットが示されています。

国においても、その達成に向けた取り組みが進められており、本市においても第5次西宮市総合計画の各施策分野に17のゴールを関連づけることにより、一体的な推進を図っています。この目標を実現していくためには、私たち自身がこれからの生活や学習活動のなかで、課題に立ち向かい、解決していく力を身に付けていく必要があります。あらゆる行政分野において取り組みが求められていますが、中でも生涯学習はその全てに関わる重要な課題だということになります。



コラム:よりよい社会の構築と生涯学習

SDGsにあるような課題の解決のために求められる力として、例えばOECD（経済協力開発機構）では、「言語や知識、技術を相互作用的に活用する能力」、「多様な集団における人間関係形成能力」、「自律的に行動する能力」の3つからなる「主要能力（キーコンピテンシー）」という概念を示し、市民一人ひとりが学習を通じてこれらの能力を身につけることによって、就職や所得の増加、健康や安全、政治参加などにおける個人的な成功につながるだけでなく、民主主義社会の実現、社会的包摂や人権保障、持続可能な社会の実現など、より良い社会を構築していくことを展望しています。

SDGsにおけるゴール4は、「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」となっており、ターゲット4.7では「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバルな市民性、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」とされ、生涯学習が幅広い領域における取り組むべき課題であることが示されています。

※4：Non-Governmental Organization の略語。非政府組織。国家間の協定によらずに民間で設立される非営利団体で、平和・人権の擁護、環境保護などの分野で活動するもの。

コラム:生涯学習の理念をめぐる国際的動向と国内の動向

(1) 国際的な動向

生涯にわたる教育や学習についての考え方は、昭和40年(1965年)にユネスコ成人教育推進国際委員会でポール・ラングランらが「生涯教育」を提唱したことに始まります。ラングランは生まれてから死ぬまでの生涯の各時期の教育を関連付ける時間的な統合である「垂直的統合」と、あらゆる教育機関・教育機会を関連付ける空間的統合としての「水平的統合」の両方の観点から、生涯にわたる教育の体系化の必要性を論じました。

その後、1970年代にはOECDが「リカレント教育」を提唱し、人生の初期に教育を集中させるのではなく、学校卒業後も労働と教育を循環させることで、時代の変化に対応していくという考え方を示しました

1990年代以降、国際的には、「生涯学習」が政策概念として積極的に取り上げられるようになりました。例えばEU(欧州連合)は平成8年(1996年)を「生涯学習年」とし、同年ユネスコも『学習:秘められた宝』という報告書を取りまとめました。ここでは、「生涯を通じた学習」の定義を「人の生涯と同じ長期にわたり、社会全体へ広がりをもった連続体としての教育」としました。また、「知るための学習(Learning to know)」「行うための学習(Learning to do)」「人間になるための学習(Learning to be)」「共に生きるための学習(Learning to live together)」の「4つの柱」が示され、生涯学習が個人の学習にとどまらない社会的活動であることが示されました。

平成21年(2009年)、ユネスコの第6回国際成人教育会議の最終報告書の中で、生涯学習は「包括的、人道的で人々の解放に役立つ民主的価値を基盤とするあらゆる様式の教育哲学であり、概念的な枠組みであり、組織化の原則である」とうたわれています。

このように、生涯学習とは、民主主義社会の実現に向けて政治的・社会的に自律した主体となるための学習ということに加え、多様な文化的背景や価値観を持つ人々が共に認め合って生きていくための学習として、国際的に示されてきました。個人の趣味・教養のための学習活動のみを意味するものではなく、私たちが共に生きるための社会やコミュニティを形成するための学習を含むものとして理解される必要があります。

(2) 国内の動向

わが国において「生涯学習」という用語は、特に1970年代初め頃から用いられました。昭和46年(1971年)に、社会教育審議会答申で生涯教育の観点に立った社会教育について述べられ、昭和56年(1981年)中央教育審議会答申「生涯教育について」では、「今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい」と、生涯学習の考え方を明確に示しました。

このような流れの中で、昭和59年(1984年)~昭和62年(1987年)臨時教育審議会答申において生涯学習体系への移行が提言され、平成2年(1990年)「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(通称「生涯学習振興法」)が制定されました。

平成18年(2006年)に改正された教育基本法は第3条で生涯学習をとりあげ、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」としました。教育全体を通じた理念として生涯学習の考え方が教育基本法で位置付けられたのです。

改正された教育基本法に基づき、国においては教育振興基本計画が定められるようになっています。第3期(平成30年度~令和4年度)の計画では、次の基本的方針が示されており、生涯学習の環境整備が位置付けられています。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

3 計画の位置付けと期間

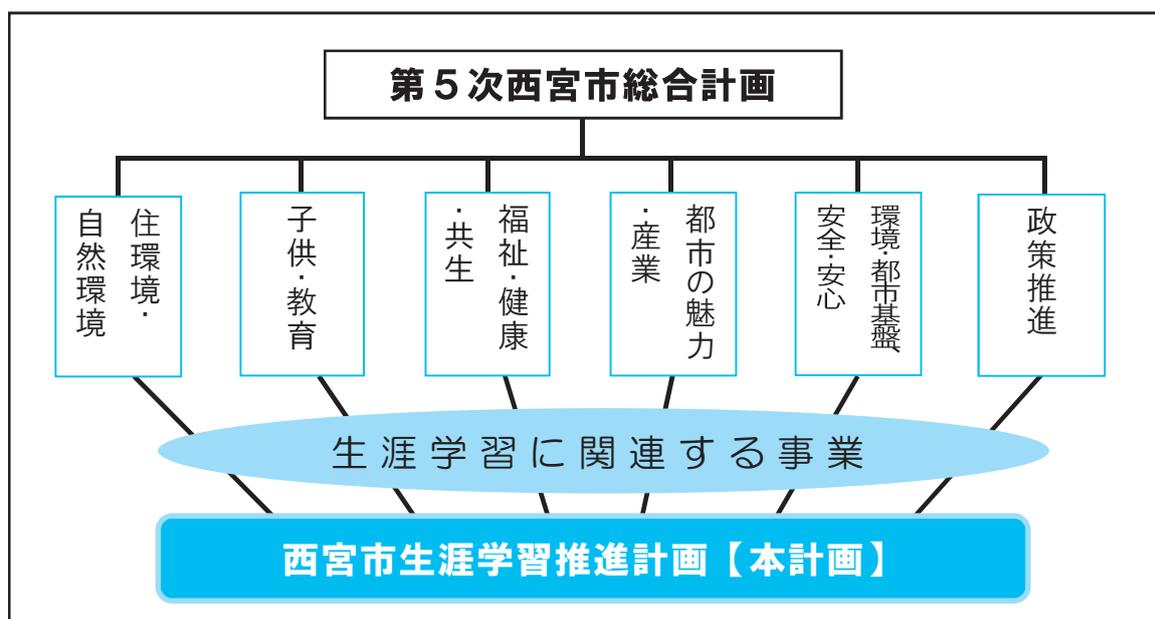
(1) 計画の位置付け

本市では令和元年（2019年）に、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示すため、「未来を拓く文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」を都市目標として、第5次西宮市総合計画を策定しました。

本計画は、この第5次西宮市総合計画の部門別計画として、特に生涯学習分野について定めたものとなりますが、行政組織において生涯学習を主管する部局の事業に限定された計画ということの意味するものではありません。

生涯学習は市民生活の様々な領域に関わる営みです。第5次西宮市総合計画が政策分野として位置付けている6項目のいずれにおいても、行政と市民・地域の連携・協働の更なる推進が求められており、市民の主体的な取組みを引き出す生涯学習は、全ての項目で重要な役割を担っています。したがって本計画は、市民の学習に関連する本市の取組みについて、その基本的な考え方や施策の方向性を総合的・部門横断的に定めたものであり、生涯学習に関連する施策・事業を行う全ての行政部門に関わる計画として位置付けられます。

■本計画の位置付け



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。ただし、第5次西宮市総合計画の基本計画の見直しを踏まえ、本計画についても中間見直しを行うものとします。

第2章 本市の目指す生涯学習施策の基本的な考え方

1 目指す将来像

学び つながり ささえあうまち
～文教住宅都市 にしのみや～

学ぶことはそれ自体が人生を豊かにするものです。また学ぶことを通じて人のつながりが生まれることは、そこに関わる多くの人の人生も豊かにすることができます。更に学ぶ人同士のつながりが、地域の間人関係をも豊かにし、そこから更なる活動を生むことで、支え合う地域づくりに広がっていけば、西宮市というまち全体の豊かさ・住みやすさをもたらすものとなります。

本市が特に取り組みたいのは、このようなまち全体の豊かさにつながる生涯学習に、市民の誰もが参加することができる環境づくりです。

現在、文化と教育の香り高く、住みやすいまちとして発展してきた本市の原点は、1960年代当時、石油コンビナート誘致を巡って、市民が主体的に学習し、熟議を重ねた結果、まちづくりの方向性を内外に示した「文教住宅都市宣言」にあります。今後も、地域課題について、市民が主体的に学び、行動することのできる市民力の醸成に努めていく必要があります。

本計画では、市民一人ひとりが年齢、性別、障害の有無などにとらわれず、これからの社会を生きる力を身につけることができ、また学んだ成果や学びを通じた人のつながりが、校区等の単位で取り組まれる様々な地域活動に還元され、それらが更に広がって、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりにつなげていくことを目指します。本市の恵まれた文化や自然環境を生かし、誰もが学びを通じてつながり、支え合うことのできる、持続可能な地域社会を構築することが、文教住宅都市としての西宮市の生涯学習が目指す将来像です。

2 基本視点

目指す将来像の実現に向け、本計画の全体を通じて、特に重視する考え方として、次の2つの基本視点を示します。これらは、本計画に基づく施策・事業のいずれにおいても、常に共有され、意識されるべき考え方となります。

視点1：学び・人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環の促進

学びによる気づきや経験、ふりかえりが人を成長させ、人とのつながりをはぐくみ、社会参加する意欲を喚起して、それが安全・安心な賑わいのある地域づくりにつながっていく生涯学習のサイクルを促進します。学習事業の実施のみで終わるのではなく、地域における新しい人間関係の構築や、地域の課題について知り、その解決に取り組む人や組織を育てる活動の一環として生涯学習が位置付けられるよう、戦略的な事業展開を図ります。

視点2：学びを通じた持続可能なまちづくりの推進

担い手の高齢化や若年・現役世代の参加の乏しさをはじめとして、本市のまちづくりには現在様々な課題が存在しています。生涯学習がこうした課題の解決に資するものとなり、多様な主体と連携・協働し、学び合いながら、持続可能な共生のまちづくりを目指すものとなるよう、市民性を備えた住民の社会参加を促進する取組みを推進します。



3 基本方針

基本視点の考え方にに基づき、目指す将来像の実現に向けた本市の取組みについて、4つの基本方針を定めます。基本方針は、本計画が示す具体的な施策・事業の柱として、取組みの基本的な方向性を示すものです。

基本方針1：多様な学びの機会の提供

本市の生涯学習事業の一元的な管理と体系化を進め、効果的・効率的な学習事業の提供につなげます。市民の多様な学習ニーズに応える学習機会や、社会的な課題に応える学びの機会の提供を進めるとともに、大学・民間事業者等との連携を深め、市民の生涯学習が活発に行われるよう取り組みます。

基本方針2：誰もが参加できる学びの環境づくり

年齢や性別、仕事、障害の有無等にかかわらず、誰もが学習活動に参加できるための支援に取り組みます。ICTを活用した新しい学習機会の創出、生涯学習施設の有効活用と機能の充実、関連施設の複合化・ネットワーク化等を推進し、いつでも・どこでも学ぶことのできる環境づくりを目指します。

基本方針3：つながりささえあう学習の促進

学習が個人的な営みで終わるのではなく、人のつながりをはぐくむものとなるよう取り組みます。様々な分野で活躍する人材の育成に取り組み、人々の学習の成果が地域や社会に役立つものとなるよう、学習成果の還元や活用までを視野に入れた取組みの充実を図ります。

基本方針4：生涯学習を通じた地域づくり・まちづくり

市民性をはぐくむ学習機会の提供や地域づくりの拠点としての公民館機能の強化を図ります。地域の課題解決に向けた行動や意識の変容につながる学習の充実、地域の多様な主体の連携、地域づくりをまちづくりに広げる取組み等を通じて、生涯学習が地域コミュニティやまちづくりの基盤となる社会の実現を目指します。

4 これまでの本市の生涯学習施策

本市では、平成12年(2000年)に策定した「西宮市生涯学習推進計画」に基づき、「夢はぐくむ生涯学習のまちづくり」を目指して、計画の目標に向けた具体的施策を推進してきました。同計画では、本市の特長を生かした生涯学習推進の方向性として、「生涯学習の基礎づくり」「生涯学習情報提供体制の整備」「生涯学習の場の整備・充実」「生涯学習機会の充実」「学習成果を生かす方策」「推進体制の整備」を示しました。

それぞれの取組み状況については以下のようにまとめることができます。

- 「生涯学習の基礎づくり」では、子供の健全な育成にとって家庭が原点であることを基本的な視点とし、学校・地域・家庭が連携した取組みが進められた一方で、問題を抱え孤立した家庭への働きかけなど、家庭教育への支援が引き続き課題です。
- 「生涯学習情報提供体制の整備」では、市ホームページの充実や生涯学習情報コーナー、生涯学習相談窓口の設置などにより情報提供体制を整えました。インターネットやスマートフォンなどの情報機器が普及し、情報が比較的簡単に入手できるようになる一方で、インターネットを使わない人への対応も必要です。
- 「生涯学習の場の整備・充実」では、平成13年(2001年)に「アクタ西宮」に「北口図書館」や「大学交流センター」が開設されるなど生涯学習関連施設の拡充が図られるとともに、地域の人材を活用した開かれた学校づくりが進められました。一方で、公民館など老朽化した生涯学習関連施設の改修などの課題があります。
- 「生涯学習機会の充実」では、様々な講座等が公民館だけではなく、幅広い施策担当課で実施される傾向が強まり、より専門性をもった学習機会が提供されるようになりました。しかし参加者が固定化されており、情報を届けたい層の参加が得られていないなどの共通課題があります。
- 「学習成果を生かす方策」については、生涯学習を行う環境は整いつつありますが、学んで得た知識や技術等を地域社会や地域の人々のために活用することなどについては、まだ十分だとは言えない状況です。
- 「推進体制の整備」では、生涯学習施策・芸術文化・スポーツ推進の部門を市長事務部局に移管するなどしましたが、より全庁的な連携が取れるような体制の構築にまでは至っていません。大学等の教育機関や民間事業者、ボランティア団体、NPO等の関係機関とは、これまで以上の連携と情報の収集・提供が必要です。

5 本市の生涯学習推進の課題と対応の方向

本市の生涯学習施策の現状と課題を把握するため、令和2年度（2020年度）に生涯学習をテーマとした「市政モニター調査」を実施しました。また、この調査を補完するものとして、公民館において地域住民を対象とした講座企画に携わる「公民館地域学習推進委員会」を対象に、地域における生涯学習振興の現状と課題を調査した「推進員会調査」、市内の生涯学習関連施設の一部を対象として、利用や事業の状況、他施設との連携等について調査した「施設調査」、障害のある人の当事者団体を対象とした「障害者の生涯学習についてのアンケート」を実施しました。調査結果は、「第3章 施策の展開」の「現状と課題」で引用しています。

- 市政モニター調査：本市市民の中から市政モニターとして登録されている人を対象とする質問紙調査（郵送とメールによる配付・回収）。令和2年7月に生涯学習をテーマとして実施。有効回答率 89.5%（有効回答者数 443 人）。
- 推進員会調査：市内の公民館で講座の企画・運営等に携わる公民館地域学習推進委員会を対象とし、令和2年7月に自由記述形式のヒアリングシートを配付・回収する方式で実施。有効回答率 100%（有効回答数 24）。
- 施設調査：市内の生涯学習関連施設のうち、他施設との複合または近隣に連携対象となる施設が存在する施設を対象として、令和2年6月に自由記述形式のヒアリングシートを配付・回収する方式で実施。有効回答率 100%（有効回答数 46）。
- 障害者の生涯学習についてのアンケート：市内で活動する障害者団体や障害のある人を対象とした学習事業の参加者を対象として、電子メールまたは学習事業の場において調査票を配付・回収する方式で、学習のニーズや必要な支援についてのアンケート調査を実施。有効回答率 100%（有効回答数 30）

これらの調査結果の分析に加え、西宮市社会教育委員会議の平成 30 年答申及び令和 2 年答申においても、本市の課題について示されています。これらを集約した本市の生涯学習推進における主な課題としては、次の 6 点にまとめることができます。これらの課題については、第 3 章で示す 4 つの基本方針に基づく施策の方向において対応していくものとします。

（1）地域活動の担い手の高齢化・不足

本市は全国的な傾向と比較すると、人口が維持され、少子高齢化の進行が遅い自治体ですが、今後は人口減少とともに、高齢化率も大きく上昇することが見込まれています。平成 30 年答申においても、地域住民が集う場へ中学・高校・大学生や働く世代の積極的参加が少ないことが課題とされ、活力あるコミュニティの姿として、日常的な多世代の交流、多様な主体の連携と協働、地域の共通課題の解決というポイントが示されています。

今回実施した推進員会調査においても、推進員自身を含む地域活動の担い手の不足や後継者育成の困難さが示されています。講座参加者の固定化や幅広い地域住民の参画が得られな

いという問題は多くの地域からも指摘されており、こうした課題を解消し、今後のコミュニティの形成につなげるツールとして、生涯学習が果たすべき役割の重要性が増しています。



学習成果の活用までを視野に入れた学びの場の提供や、地域活動や幅広いまちづくりの分野において必要とされる人材の育成など、地域活動の担い手を育てる学習活動の充実に取り組みます。

施策の
方向

- 社会貢献活動・ボランティア養成講座の実施 (P.21)
- 地域活動の担い手の育成・支援 (P.32)
- まちづくり人材の育成と活躍の場づくり (P.33) 等

(2) 地域が抱える課題や地域が持つ資源の発掘と情報発信

活力あるコミュニティを形成していくためには、地域が抱える課題を明確にすることや、多様な主体の連携につながる人、施設、文化資源等の地域の資源を発掘していくことが必要です。しかし、推進員会調査では、地域の課題や地域住民の学習ニーズを把握することに困難を感じている推進員が少なくないことが示されており、また、多様な主体と連携した取組みについても一部に積極的な取組みのある一方で、全体としては十分とは言えない状況が見受けられます。地域からは、これらの現状を改善していくための生涯学習事業のあり方や、情報発信の手法等について、行政の支援を要望する声も多くなっています。例えば、長年活動を続けていく中で、行事を実施することが目的化してしまうなど、それぞれの分野で本来の目的を意識した活動が十分できているとは言いがたい状況も生まれています。それぞれの生涯学習施設・機関が地域に根差した特色ある学習事業を、有意義に展開できるためのしくみづくりが課題となっています。



地域の課題について住民が協働して学び・検討する場づくりや、課題解決講座の運営等、地域課題の解決やそれに向けた関係団体等の連携・協働に繋がる取組みの充実を図ります。

施策の
方向

- 地域課題解決型学習の支援 (P.34)
- 地域での学びを支える体制づくり (P.36)
- 地域団体等の連携・協力体制の充実 (P.40) 等

(3) 地域の生涯学習拠点施設の管理・運用のしくみの整備・改善と施設間連携の促進

令和2年答申では、生涯学習施設のあり方についても提言されており、地域の学習・交流の拠点としての公民館の重要性や、生涯学習関連施設が相互に連携し、ネットワーク化を進めていく事の必要性が指摘されています。現在、施設整備の検討において地域の拠点として複合施設化する方向性が示される場合もありますが、今後、同様の観点から生涯学習拠点施

設の管理・運用のあり方を再検討する必要があります。「施設調査」や「推進員会調査」においては、施設間の連携については未だ積極的な取組みに乏しい状況となっており、管轄部局の違いによる運用上の問題も明らかになっています。地域づくりに向けた効果的な生涯学習の推進の拠点となる施設の充実や、施設間連携の促進を更に進めていくことが必要です。



生涯学習関連施設の複合化・ネットワーク化を進め、有効活用と機能の充実を図るとともに、地域づくりの拠点として、生涯学習関連施設の機能の再構築を進めます。

施策の
方向

- 生涯学習関連施設の有効活用と機能の充実（P.27）
- 生涯学習関連施設の複合化・ネットワーク化の推進（P.28）
- 地域づくりの拠点としての公民館機能の再構築（P.36）等

（４）市民の多様な学習ニーズに対する行政の役割の明確化

市政モニター調査では、全国的な動向と比較して、本市の市民の学習活動が非常に活発であること、中でも自宅での学習活動、民間の講座や教室・通信教育等は全国調査の2倍以上の実施率であることが示されています（P. 18の図参照）。

市民の自主的な学習や民間事業者による学習機会の提供が数多く行われている中、行政が特に取り組むべき生涯学習施策の領域を明確化する必要があります。学習が個人の楽しみのみで終わるのではなく、地域において新しい人のつながりや助け合い・支え合いにつながる関係づくりを目指すものや、地域づくりやまちづくりといった社会的な活動に繋がっていくもの、または誰もが生涯学習活動に参加できるようにするための環境整備等、行政でなければ提供できない領域に着目した取組みが求められます。



市が実施する各種の学習事業の体系化と整理・統合を進め、効率的・効果的な市民への発信を進めるとともに、人づくり・つながりづくりにつながる学習の充実や、参加のための支援の充実を図ります。

施策の
方向

- 学習事業の体系化と整理・統合（P.16）
- 生涯学習への参加のための支援（P.24）
- つながりささえあう関係づくりをコーディネートする職員等の育成（P.31）等

（５）ICTを活用した新しい学習活動のあり方の検討

令和2年（2020年）初頭より、世界的な感染拡大がもたらされた新型コロナウイルス感染症は、市民の生涯学習活動にも大きな影響をもたらしていることが市政モニター調査におい

ても示されています。感染症予防と学習活動を両立させるためには、公共施設の利用における明確なガイドラインを示すとともに、ICTの活用など、新しい学習形態の導入も求められます。

学習活動にICTの活用を進めることで、これまで生涯学習事業に十分アクセスできなかった人に対しても、参加の機会を広げるきっかけとなることが期待されます。遠隔地への講演・講座の配信や、学習者の都合に合わせて視聴できる学習動画の作成、また、インターネットを介した相互交流等、生涯学習活動の更なる広がりを展望できる新しいあり方を検討していく必要があります。ICTの活用については、年齢による格差や経済状況による格差が存在することも示されており、ICT活用の学習機会や指導者の研修等、誰もが新しい生涯学習活動に参加できる取組みの充実が求められます。



講座等の実施や市民の相互交流等におけるICTの活用を、誰もが参加しやすい新しい生涯学習事業として積極的に推進するとともに、誰もがICTを利用できるための学習や環境づくりを進めます。

施策の
方向

- 生涯学習情報のポータルサイトの設置 (P.17)
- 新しい知識・技術に関する学習の支援 (P.19)
- ICTを活用した学習の推進 (P.24) 等

(6) 全庁的な生涯学習推進体制の構築

令和2年答申で示された新たな生涯学習推進体制づくりの方向性の実現に向け、本市では令和2年度より、社会教育行政の一部を教育委員会から市長事務部局に順次移管し再編を進めています。これは、生涯学習振興が行政の一領域にとどまり、幅広い政策分野で実施されている様々な学習や人材育成の活動との連携が十分ではなかったという反省に基づくものです。したがって、単なる部局の再編にとどまらず、生涯学習が市民生活の全ての分野に関わるものであり、かつ地域におけるコミュニティづくりの核となる事業であるという観点から、生涯学習に関わる全ての部局の組織横断的な連携や、それに基づく、より効果的な事業展開が可能となる体制を構築していくことが課題となります。

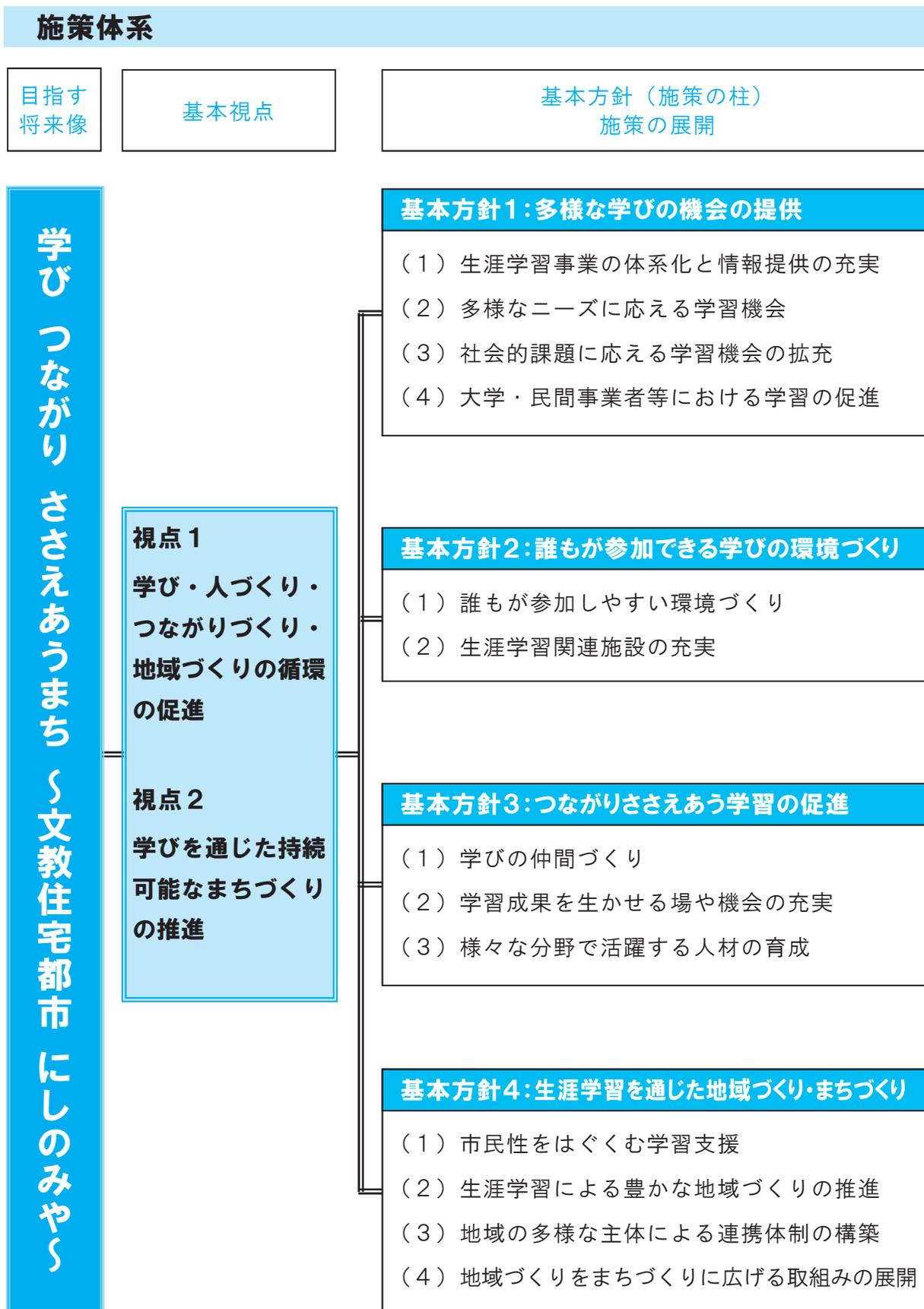


生涯学習が全ての行政分野に関わって市民協働を推進する鍵となる取組みであることを踏まえ、行政内部の連携強化と分野横断的な取組みの促進に向けた組織再編を進めます。

施策の
方向

- 生涯学習推進に向けた組織再編 (P.44)
- ネットワーク型行政の推進 (P.44)
- 職員研修の充実 (P.45) 等

第3章 施策の展開



基本方針 1：多様な学びの機会の提供

(1) 生涯学習事業の体系化と情報提供の充実

現状と課題

◇本市では様々な部局において、それぞれの分野の必要に応じ、市民を対象とした幅広い学習・啓発等の機会の提供に取り組んできました。一方で、それらが部局単位の取り組みにとどまり、市全体でどのような生涯学習事業が展開されているか十分な管理ができていたとは言い難い状況が続いてきました。

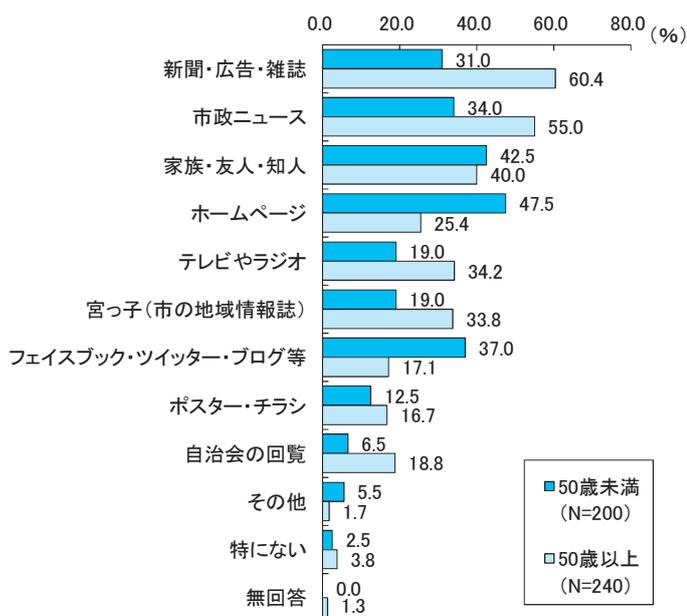
◇市民の関心のある分野や希望する学習の水準、地域や社会の課題に応じた必要な学習等、様々な観点から本市の生涯学習事業を整理し、市民ニーズと学習機会のマッチング等を通じて、ニーズや課題に即した学習機会が提供されるよう取り組む必要があります。

◇本市では「プレラにしのみや」4階に生涯学習情報コーナーを設置し、学習相談や民間情報を含めた学習情報の提供を行っています。親子での生涯学習のきっかけづくりを支援するコーナーの設置等にも取り組んでいます。

◇市政モニター調査では、若い世代ほどインターネットやSNS※5を活用した情報収集を行っている人が多くなっており、こうした世代の生涯学習活動への参加を促進する上で、インターネットを活用した情報の発信と学習の機会は重要な課題となります。

◇施設調査・推進員会調査のいずれにおいても、施設・事業の認知度の向上が課題となっており、より多くの人々の参加を得るために、本市の取り組みを効果的に発信していくことが課題となっています。

■あなたは普段学習活動に関する情報をどのようなところから得ていますか。(市政モニター調査 年代別)



※5：social networking service の略語で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス。

基本方針 1：多様な学びの機会の提供

施策の方向

①全市的な学習事業の展開

◆学習事業の体系化と整理・統合

本市の各部局が実施する学習事業を一元的に管理し、大学が実施する社会人向け講座等も含めて、本市において行われる生涯学習関連事業の情報を市のプラットフォームで体系化し整理・統合することで、本市の生涯学習事業の全体像を、市民や生涯学習関連施設・関連部局の職員がいつでも参照できる体制を整備します。また、SDGsに対応した体系化も目指します。

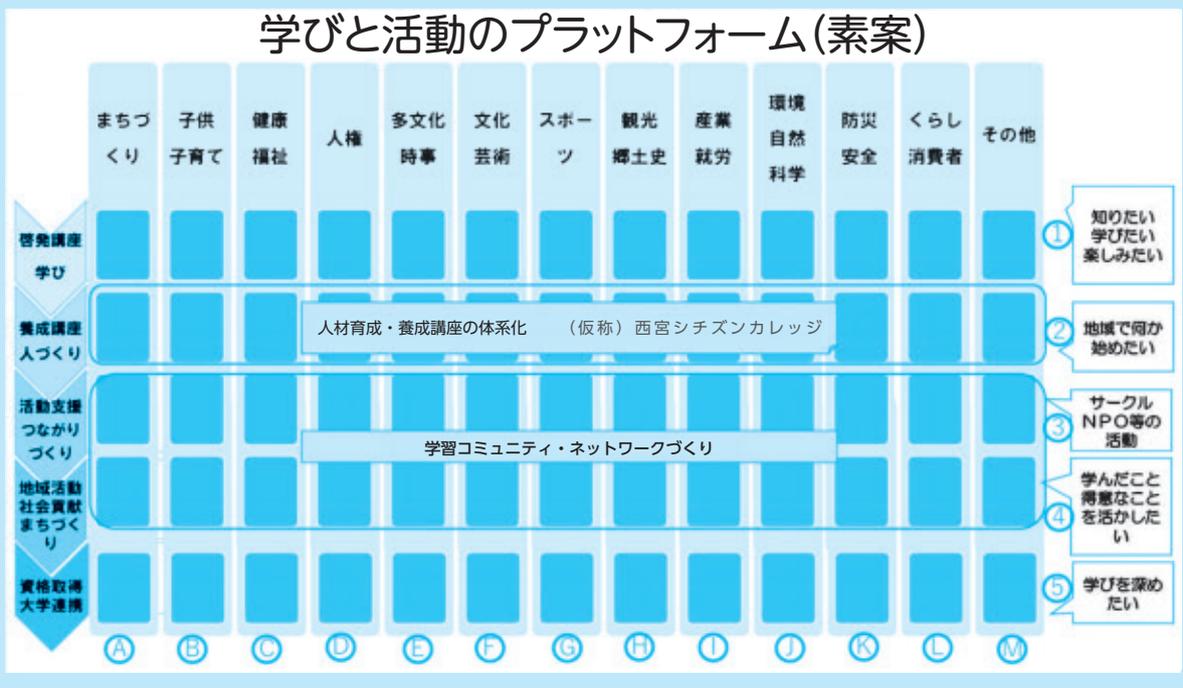
◆学習事業のコーディネート

本市が実施している様々な学習事業について、課題分野、学習の水準等の観点から体系化し、重複している事業に関する資源を、不足している分野に振り向ける等、効果的・効率的な学習事業の提供に向けたコーディネートを行います。

今後の取組み：学びと活動のプラットフォーム

市内の学びの場や、学んだことを生かす場を分野別に整理し、ポータルサイトを立ち上げます。様々な部局において実施されている学習活動や人材養成に関する事業の情報を集約し、一元化して市民に提供するしくみとしての構築を図るものです。単なる情報発信にとどまるのではなく、

将来的には市民団体や地域における先進的な取組みについての情報共有や、具体的な活動への参加に向けた情報発信など、市民や地域の自主的な活動を支える基盤となるような運営を目指します。



②学習情報提供の充実

◆多様な手段を用いた学習情報の発信

SNSやメール配信などのICTの効果的な活用を広げていくとともに、紙媒体等様々な手段を活用して、学習情報を発信します。また、「生涯学習情報コーナー」だけでなく、公民館・図書館等の生涯学習関連施設が積極的に窓口になり、学習情報の提供や周知に努めます。

◆生涯学習情報のポータルサイト^{※6}の設置

市内の生涯学習関連情報を収集・整理したものを体系化し、市民が容易に必要とする学習情報を入手できるよう、西宮市のウェブサイト上に生涯学習情報のポータルサイトを設置します。また、インターネットを活用した情報ネットワークの普及を図ります。

③学習相談の充実

◆相談機能の充実

生涯学習情報コーナーにおける相談機能を充実し、生涯学習を新たに始めたい人への相談支援や、一人ひとりの状況に応じた学習・活動に関する情報提供が可能な体制づくりを進めます。

◆関係施設との連携

生涯学習関連施設間の連携を強化し、必要に応じて市内の様々な施設・事業・機関等に関する情報を提供できる体制を整えるとともに、図書館のレファレンスサービス^{※7}などと連携し、支援の質の向上を図ります。

コラム：知のインフラとしての図書館

図書館は、誰もが司書の支援を受けながら利用できる知のインフラとして、市民一人ひとりの主体的な学びを支える施設です。子育てや健康など身近なテーマのコーナーを設置することで、本や情報が探しやすいよう工夫しています。また、約300タイトルの雑誌の閲覧や貸出、法情報や新聞記事といった商用データベースの利用もできます。より専門的な資料を求められる方には、国立国会図書館や都道府県立図書館、大学図書館などの利用の窓口としても活用ができます。更に図書館では、音楽や落語のCDの貸出や視聴、館内で映画のDVD鑑賞、イベントに参加といった思い思いの過ごし方ができます。

市民の多様なニーズを支える知の拠点であり、憩いの場所でもあるのが図書館です。



展示＆ブックフェア

※6：インターネットを使ってホームページを見ると、最初に表示されるウェブサイトのこと。

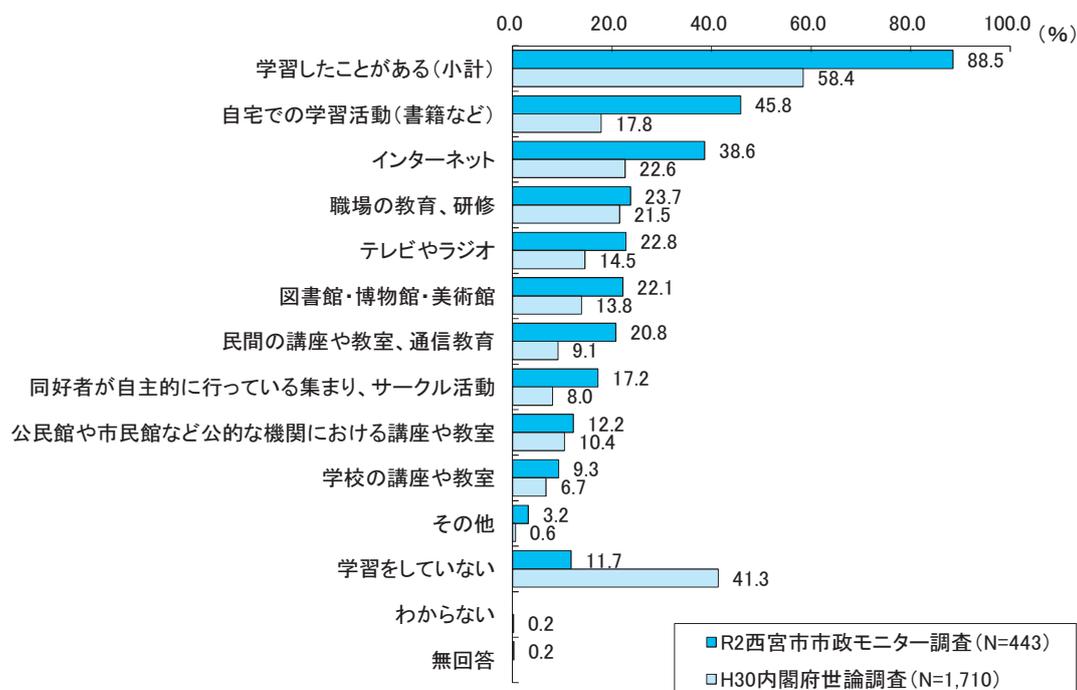
※7：司書が、利用者の研究や調査のために必要な情報・資料を提供したり、読書相談に応じて本を紹介するサービス。

(2) 多様なニーズに応える学習機会

現状と課題

- ◇ 市政モニター調査結果によると、回答者の 88.5%が過去 1 年間の間に何らかの方法で学習活動を行っており、調査方法が異なるため単純な比較はできませんが、内閣府が実施した全国の世論調査と比較しても、学習活動に取り組む人が多くなっています。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の流行による公共施設の一時的な閉鎖や講座・イベントの中止は、市民の生涯学習にも影響を与えています。市民モニター調査では、58.0%が生涯学習の活動に何らかの制限を受けたと回答しています。今後、感染予防と学習活動を両立させるための取組みを検討していく必要があります。
- ◇ 本市の中核的な生涯学習施設である公民館の利用者数は、年間およそ 10 万人前後で推移しています。一方で、利用者が高齢世代に偏っていることが課題となっており、幅広い世代に利用されるための取組みが求められています。
- ◇ 「人生 100 年時代」を迎えた今日、一人ひとりの状況に応じた学習方法や学習内容、社会の変化に伴う学習、社会的な課題解決につながる学習等、市民ニーズへの的確な対応が求められます。

■ あなたはこの一年間に、どのような場所や形態で学習をしたことがありますか。



施策の方向

①市民の生活上のニーズに応じた学習機会の提供

◆子育てや家庭教育に関する学習

保護者等を対象とした学習面からの支援を行うとともに、乳幼児や親子が豊かな体験・交流の場を得られるよう取り組みます。ひとり親世帯の増加や、貧困家庭の子育てに応じた家庭教育の支援を図ります。

◆青少年を対象とした学習・体験の場

学校・家庭・地域の連携を促進することや、青少年関係団体を育成することにより、青少年の興味・関心に応じた学習・体験の場を創出します。また、社会人になる前の高校生、大学生等を対象とした、コミュニケーション能力、課題解決能力といった社会で役立つ力を学ぶ体験・参加型セミナーを実施します。

◆高齢者の学習・交流の場

「宮水学園^{※8}」をはじめとする高齢者を対象とした学習・交流の場の充実を図ります。また、単身世帯の高齢者等の課題に応じた学習支援の方法を検討します。

②社会の変化に対応した学習機会の提供

◆就労に関する学習の支援

幅広い世代に対し、就職活動に資するセミナーなどを実施します。

◆新しい知識・技術に関する学習の支援

ICT等に代表される新しい知識や技術を、仕事や生活の必要に応じ使いこなすことや、情報リテラシー^{※9}に関する知見についての学習機会の提供に努めます。

コラム：一人の学びを社会の(みんなの)学びに

現在、学校では、新しい学習指導要領のもと、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを社会や人生に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」といった資質・能力の育成に取り組んでいます。また、このような資質・能力をはぐくむため「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」による質の高

い学びの視点に立った授業改善にも取り組んでいます。これは周りの人たちとの対話により、自分の考えを広げ深め、新しい発見や豊かな発想が生まれることを目指した学びの姿ですが、子供だけではなく大人の学びにおいても、同じような学びの姿を実現し「一人の学びを社会の(みんなの)学び」に高めていきたいものです。

※8：60歳以上の西宮市民が、地域社会づくりに取り組む力を培い、健康で生きがいのある生活を創造するための学習と交流の場を、西宮市が生涯学習の一環として行っている。

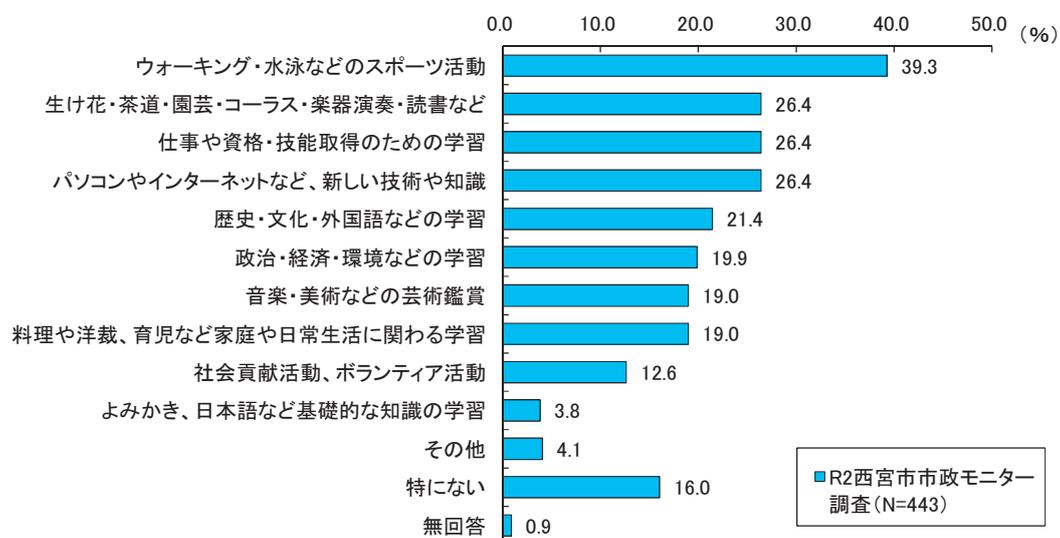
※9：情報を適切に利用、収集、整理、発信する能力。

(3) 社会的課題に応える学習機会の拡充

現状と課題

- ◇性別・年齢・障害の有無等による偏見や差別は依然として存在しています。また、インターネットなどによる差別書き込み、新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷など新たな人権問題が生じています。人権意識を高め、誰もが個人として等しく尊重される人権文化を築き、全ての人の人権が尊重され、多様な価値観やライフスタイルを互いに認め合うことができるまちの実現を目指しています。
- ◇市政モニター調査結果によると、過去1年間に学習に取り組んだ内容については、「ウォーキング・水泳などのスポーツ活動」が最も多く、次いで趣味的な学習や仕事のための学習、新しい技術や知識に関する学習等、個人のニーズに応える内容が多くなっており、「社会貢献活動、ボランティア活動」について学んだ人は12.6%と比較的少なくなっています。
- ◇推進員会調査においては、講座の企画においては地域課題や社会問題への取組みも意識されている一方、市民のニーズとしては、文化・芸術をはじめとする個人の楽しみに資する講座のニーズが高いことが示されています。
- ◇本市の様々な行政分野において、社会的な課題に対する市民の意識の向上や人材育成等を目的とした講座・イベントが実施されています。こうした取組みへの市民の関心を高め、社会的な課題について学び、行動する市民を増やしていくことは、本市の行政全体を通じた課題となります。

■この一年間で次のような生涯学習をしましたか



施策の方向

①共に生きる社会をつくるための学びの支援

◆人権に関する学びの支援

誰もが排除されない社会をつくるために必要な、全ての人が有する権利や反差別への取組み、相互理解についての学びを支援します。また、多文化共生の観点から、様々な文化的背景を有する市民が自身の文化について学ぶ活動の支援や、障害のある人の個別のニーズに即した学習等、市民の多様性を踏まえた学習機会を提供します。

◆男女共同参画に関する学びの支援

男女共同参画の推進に向け、生活のあらゆる場面におけるジェンダー平等に関する課題についての学びを支援するとともに、DVや性暴力の根絶に向けた学びを支援します。

◆社会貢献活動・ボランティア養成講座の実施

高齢者の地域での生活を支える活動や、子育てを支援しその孤立を防ぐ活動、障害のある人の社会参加を支える活動等、社会的な課題の解決に取り組む活動への参加につながる学習機会を充実させ、市民の自発的な社会貢献活動の活性化を図ります。

②市民生活の安心・安全のための学びの支援

◆防災に関する学習

より多くの方が防災・減災に関して必要な知識を学び、日頃からその備えができるよう、学習機会を提供します。

◆消費生活の安全に関する支援

消費生活センターでは、消費者被害を防止するとともに、消費行動を自ら判断・選択し、必要な時に必要な支援を求めることができる自立した消費者として、一人ひとりが消費生活に関する知識の習得と情報収集ができるよう支援します。

◆健康増進に関する学びの支援

健康についての学びやスポーツ活動の支援、食育、要介護状態となることを防ぐ介護予防活動等、市民の健康増進に関する学びを支援します。

◆環境に関する学びの支援

地球温暖化や生物多様性の喪失、ごみ問題などの環境問題は一人ひとりのライフスタイルと密接に関わる世代を超えた共通の課題となっています。そのため、市民一人ひとりが日々の暮らしと環境との接点に気づき、関連づけて理解することができるよう、環境に関する学びを支援します。

(4) 大学・民間事業者等における学習の促進

現状と課題

- ◇ 市政モニター調査結果によると、過去1年間に「民間の講座や教室、通信教育」で学んだことのある人は20.8%となっており、内閣府世論調査の2倍以上の実施率となっています（P.18の図参照）。また、「学校の講座や教室」という回答も内閣府世論調査を上回っており、市内に数多く存在する大学の公開講座等を受講している市民が多いことがうかがえます。
- ◇ 「カレッジタウン西宮」構想^{※10}を推進する拠点施設として、「西宮市大学交流センター」を設置し、市内大学との連携組織である西宮市大学交流協議会との協働により、公開講座や単位互換授業等、様々な事業を展開しています。
- ◇ 大学は本市の有する貴重な資源であり、今後拡大が求められているリカレント教育^{※11}においても中心的な役割を担うことが期待されています。市民の旺盛な学習意欲にこたえる教育の場として、また社会人の学び直しや、知識・技術をより新しいものとする機会として、更なる連携・協働が求められます。

施策の方向

① 大学との連携・交流を活用した学習活動の促進

◆ 大学等教育機関との連携

大学交流センターの市民対象講座や各大学の実施する公開講座、社会人向け大学院講座等、各大学が実施する事業への市民の参加の拡大を図ります。

◆ リカレント教育に向けた情報発信の強化

大学等における学び直しや社会人入学の促進に向け、市内大学の取組みや関連する事業について、一人ひとりのライフスタイルに応じたキャリア選択を支援するため、積極的な情報発信・情報提供を行います。

② 民間事業者等と連携した学習活動の促進

◆ 民間事業者・NPOなどとの連携・協働

民間事業者や市民活動団体・NPOなどによる体験・学習事業等、様々な団体・組織の取組みとの相互協力を推進し、更なる連携・協働を推進します。

※10：平成4年に策定された、市内にある9つの大学・短期大学を都市の貴重な文化資源と位置付け、大学・短期大学との連携を生かしたまちづくりを目指した構想。

※11：一般に「社会人の学び直し」のことであり、大学、大学院への通学、通信制大学などの通信講座、書籍での学習、講演会・セミナーなど。

基本方針 2：誰もが参加できる学びの環境づくり

(1) 誰もが参加しやすい環境づくり

現状と課題

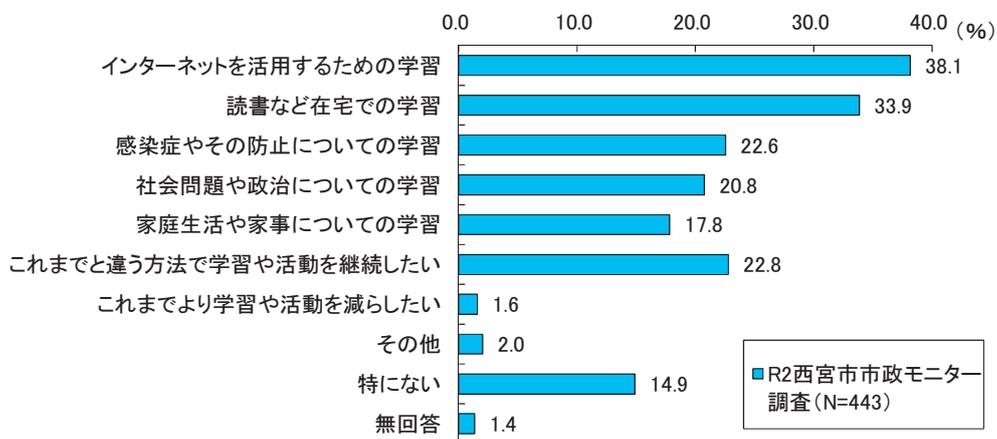
◇本市には、これまでに十分な学習機会を得られなかった人や、外国にルーツを持つ市民等を対象とした識字教室や日本語教室があります。教育機会確保法（平成 29 年施行）や日本語教育推進法（令和元年施行）も踏まえ、生涯学習の観点からも、こうした取組みを推進し、誰もが生涯学習や地域活動に参加できるよう、基礎的な学びを支援する必要があります。

◇障害者差別解消法（平成 28 年施行）や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年施行）等を踏まえ、共生社会の実現に向けた生涯学習の充実が求められています。同時に、施設のバリアフリー化や多様な情報提供手段の活用等、必要な支援や合理的配慮を確保していくことも必要です。

◇障害者の生涯学習についてのアンケートでは、市政モニター調査と比較して、読み書き、日本語などの基礎的な学習へのニーズが高く、また民間の講座を含む様々な学習のための手話通訳や要約筆記等の支援を求める意見が多くなっています。

◇市政モニター調査では、インターネットを利用した学習や情報収集の経験がある市民は、若い世代を中心に多くなっており、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて始めたいこととして、「インターネットを活用するための学習」という回答が最も多くなっています。ICT機器の活用については年齢や経済状況による格差も問題となっており、誰もがこれらを活用した学習に参加するための支援は、今後の生涯学習事業において重要なテーマとなります。

■新しい生活様式に基づく行動が求められる中、これから始めたいと思うことはありますか。



施策の方向

①生涯学習への参加のための支援

◆基礎的な学習の支援

様々な学習の基礎となる識字・日本語の学習機会が、全ての市民に保障されるよう、引き続き必要な事業を実施します。また、義務教育段階の基礎的な学習を十分に受けられなかった市民を対象とした学習機会の情報提供に努めます。

◆障害のある人への合理的配慮の提供

障害のある人が生涯学習活動や文化活動に参加できるよう、手話通訳等の合理的配慮の提供の拡大に努めます。また、情報提供や参加の手続き等においても、障害の状況に応じた対応ができるよう、職員研修等を行います。

◆施設のバリアフリー化の促進

計画的な施設の整備・改修を進める中で、生涯学習関連施設のバリアフリー化を促進します。また、施設整備や事業展開において、ユニバーサルデザイン^{※12}の考え方を取り入れます。

②ICTを活用した学習の推進

◆新しい学習活動の展開

新型コロナウイルス感染症防止対策と学習活動の両立をきっかけに、物理的・時間的制約のある人を含め幅広い市民に生涯学習への参加を広げる手法として、ICTを活用したオンライン講座の開催や、学習動画の配信等のオンデマンド型^{※13}の発信など、新しい学習機会の創出について検討します。

◆デジタル・ディバイド（情報格差）解消のための取組み

ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・ディバイド）の解消のため、学習機会の提供や公共施設的环境整備等を通じてインターネットを活用した学びを支援します。

※12：調整をしなくても可能な限り全ての人が利用しやすい製品、サービス、環境等になるよう、当初から普遍的な機能を組み込んでおくという考え方。

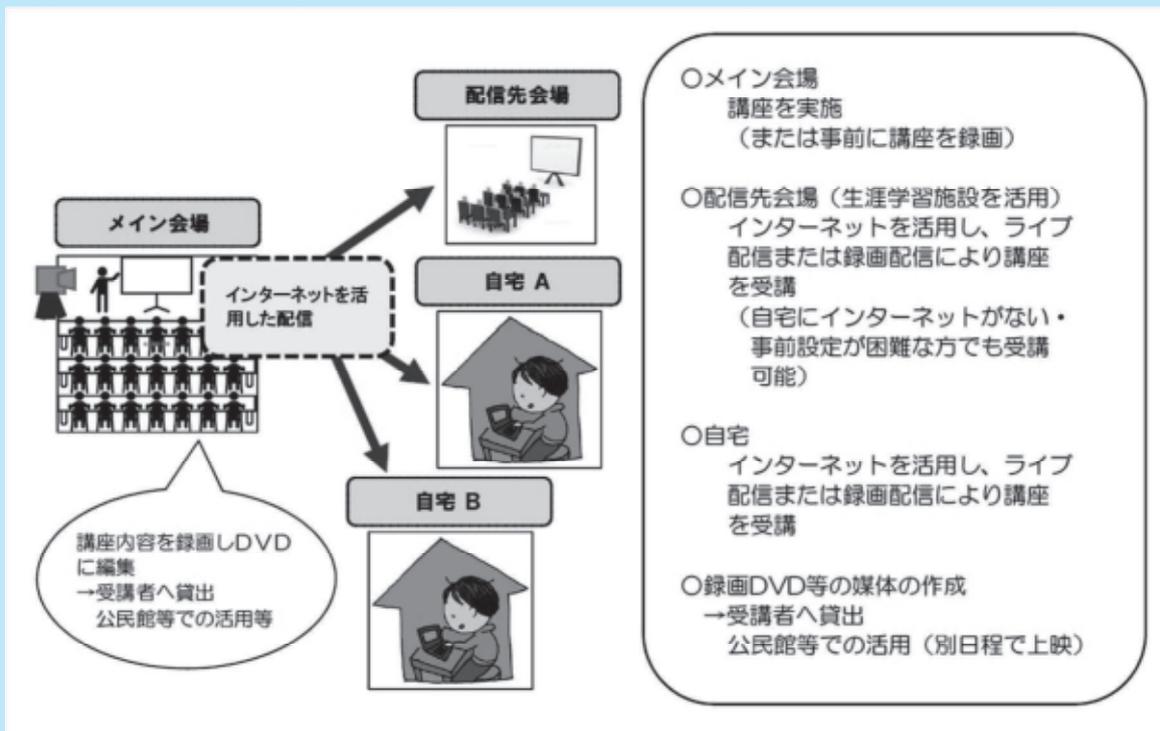
※13：時間や場所にとらわれず、自分が学びたいときにいつでもインターネットに接続して学べる方式の学習手段。

今後の取組み:オンライン講座の開催について

with コロナ時代の講座運営について、従前のリアル(集合イベント)開催とオンラインを融合させていくため、映像配信やインターネットを活用した講座運営に取り組みます。講座や講演を講師のいるメイン会場だけではなく、別会場にもイン

ターネットを経由して映像配信をすることで、参加者が密となることを避けて学習活動を行えるような事業や、録画された講座・講演を市民が自宅でインターネットを経由して受講できるようになくみづくりに取り組みます。

(例)



(2) 生涯学習関連施設の充実

現状と課題

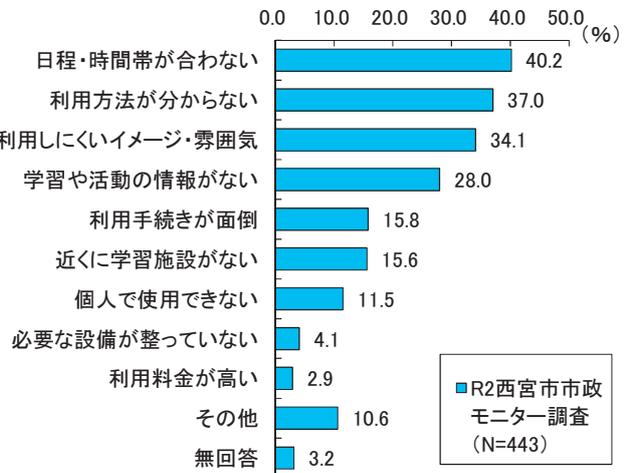
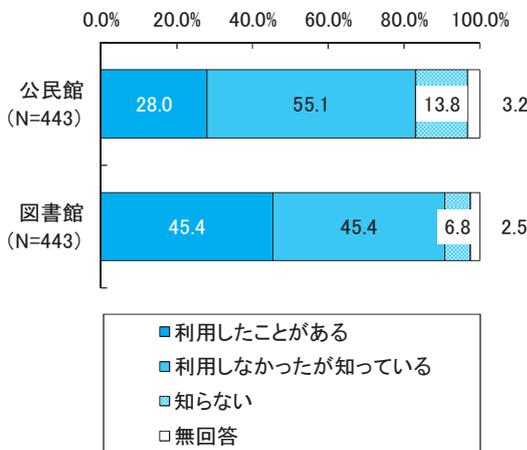
◇市政モニター調査では、この1年間に利用したことのある生涯学習関連施設のうち、最も多かったのが図書館の45.4%、次いで公民館の28.0%となっています。いずれの施設も「知らない」は1割前後と他の施設と比べて低く、市民の多くに認知され、生涯学習において中心的な役割を担う施設と言えます。

◇市政モニター調査では、生涯学習関連施設を利用しない、または利用しにくい理由として、「日程・時間帯が合わない」「利用方法が分からない」「利用しにくいイメージ・雰囲気がある」という回答がいずれも3割を超えており、利用促進のための適切な情報提供や運用の工夫が課題となっています。また、施設の防災機能の確保も求められています。

◇施設調査においても、利用者の固定化や来館しにくい層への働きかけが課題として示されています。また新型コロナウイルス感染症への対策をきっかけとしてインターネットを活用した講座のニーズが高まっていることや、避難所機能としてもWi-Fiの整備が必要という意見が多くなっています。

◇令和2年答申では、生涯学習推進体制をより効果的、包括的にしていく上で、生涯学習関連施設間の連携や、施設の複合化、ネットワーク化が重要であることが提起されており、今後の施設の整備・運用において実現が求められます。

- この一年間に次の「生涯学習関連施設」を利用したことがありますか。また、利用しなかったが知っている施設はありますか。(市政モニター調査)
- 生涯学習関連施設を利用しない、または利用しにくい理由があるとすればそれは何ですか。



施策の方向

①生涯学習関連施設の有効活用と機能の充実

◆施設・設備の整備・充実と情報発信

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設をはじめとして、学校、各種の地域施設、運動施設、文化施設、その他学習関連施設等、多様な生涯学習関連施設が、市民にとってより使いやすく、つながりづくり、まちづくりにつながる多様な活動を支える場となるよう、整備・充実を図ります。また、各種施設の利用方法や事業等について市民への更なる周知を図ります。

◆職員の専門性の確保

各施設において、市民ニーズを的確にとらえた事業展開や地域資源を有効に活用した運営が行われるよう、職員の専門性の向上に向けた研修機会を充実させます。

◆新しい学びの形態に対応した環境整備

これまでの対面による学びだけでなく、今後増加が見込まれるオンラインによる学びの両方の学習活動に対応できるようインターネット環境の整備に努めます。

②各生涯学習関連施設の充実

◆公民館

公民館は、学習活動の拠点として、グループ・団体への活動の場の提供、公民館地域学習推進委員会による地域課題解決に向けた講座等を中心に運営していますが、行政を含む様々な主体による学習活動を取り込みながら、幅広い世代が気軽に立ち寄り交流できる場となるよう取り組みます。市民館等の集会施設と連携し、地域づくりの総合拠点と位置付けます。更に、地産地消活動などの地場産業振興によるまちづくりの場としても位置付けます。

◆図書館

市民の生涯学習を支える知のインフラ・情報拠点として、市民のニーズに応じた資料・情報の提供を行うとともに、これまで以上に司書の専門性を生かす体制を構築し、レファレンス機能の強化、子供読書活動の推進、生涯学習関連部局等との連携を、図書館事業計画に基づき進めます。また、障害の有無にかかわらず図書館を利用しやすい施設にするための環境整備とサービスの充実に取り組みます。

◆博物館

市内に多数ある歴史・美術・文化・産業・自然科学等、多分野の公立・私立博物館施設、民間の研究機関との連携を強化し、高度な知識の習得や豊かな学びの機会の充実を図ります。郷土資料館は、西宮の歴史と文化財を学習する博物館として、貝類館は貝類を通じて様々なことを学ぶ博物館として、(公財)大谷記念美術館も市立美術館としての性格を有する博物館として、それぞれ資料の調査・研究に基づく企画展示や教育普及活動の充実に取り組みます。

基本方針 2：誰もが参加できる学びの環境づくり

◆文化・スポーツ施設

市民会館をはじめとする各ホール、ギャラリーなどの文化施設は、市民の文化芸術の鑑賞や日頃の練習の場・発表の場として活用されています。今後はこれまで芸術に積極的に触れる機会が少なかった市民にも、芸術に興味・関心を持ってもらえるように、学校へのアウトリーチ※14 事業やものづくり、ワークショップ※15 に取り組むなど努めます。

中央体育館ほか各地域の体育館は、健康づくりやスポーツを楽しむ場として中心的な役割を果たしてきました。市民がスポーツを楽しむ習慣をつくり、健康な生活を送れるように、一層スポーツ体験の機会を提供してまいります。

また、各施設は、「(公財)西宮市文化振興財団」、「(公財)西宮スポーツセンター」のほか、民間事業者による指定管理者制度を導入し効率的な運営をはかり、専門的な視点から独自事業も展開しています。今後も文化芸術やスポーツの新たな体験や交流の機会の充実に努めます。

◆大学交流センター

市内大学と連携することにより、市民には大学が持つ知的資源に触れることのできる機会を、大学生には他大学との交流による多様な学びの機会を継続的に提供します。

また、大学と地域、市民がつながり交流が深まる場、市民が市民性をはぐくむ学習の場、学生の就職につながるキャリアデザイン※16 支援の場となるよう、施設の活性化に取り組めます。

③生涯学習関連施設の複合化・ネットワーク化の推進

◆地域の拠点としての生涯学習関連施設の運営

生涯学習関連施設が学習活動の支援だけでなく、地域住民の居場所や交流の場としても機能し、地域の拠点としての役割を担えるよう、施設の整備・運用のあり方を検討します。

◆施設の複合化の推進

地域の拠点としての役割や地域資源の有効活用の観点から、生涯学習関連施設の機能面での複合化を推進し、効果的な住民サービスと学習支援が行える施設に改めていきます。

◆関連施設のネットワーク化の促進

各種の施設の機能を最大限に有効活用するべく、人材、資料、機材、情報等の共有を積極的に行うとともに、市民における幅広い参加や認知の向上に向け、施設間で連携した取組みを、情報ネットワークを活用して促進します。

※14：福祉や教育において、直接現場に出向いて事業や支援を届ける手法。

※15：体験型講座のこと。一方的に講座を受けるのではなく、参加者が実際に参加・体験することが大きな特徴である。

※16：「どんな仕事をしたいか」「どのような働き方や家庭生活を送りたいか」といった人生の理想を描き、理想の実現に向けた計画を設計すること。

基本方針3：つながりささえあう学習の促進

(1) 学びの仲間づくり

現状と課題

- ◇地域に重層的な人のつながりが存在することは、社会関係資本と呼ばれ、それが豊かであるほど公的な取組みの効果が高まると言われています。防災や子育て支援、介護予防等においても、社会関係資本が重要な役割を担うと期待されています。
- ◇市政モニター調査では、この一年間に学習した場所や形態について、個人で行う学習が上位となっており、「講座・教室」や「グループ・サークル活動」という回答は比較的少なくなっています。(P.18の図参照)
- ◇生涯学習事業の効果を最大化していく上でも、講座や教室がその場限りの経験で終わるのではなく、グループ・サークルとして学習や活動が継続的に行われるよう、企画・運営についても見直していく必要があります。

施策の方向

①学びの仲間づくりの支援

◆講座・イベントなどを通じたつながりの支援

講座やイベントなどの実施にあたっては、学びを通して参加者同士の交流の機会や仲間づくりの場となるよう、つながりづくりを支援します。

◆グループ・サークルと連携した取組みの促進

市内で生涯学習活動に取り組むグループ・サークルなどとの連携を深め、市民文化祭への参加団体を増やすなど、市民の自主的な活動の周知と活性化を図ります。

②地域におけるグループ・サークルの活動支援

◆グループ・サークル活動の場づくり

市民の自主的な学習活動や成果を発表する場の確保等の支援を通じて、地域における人のつながりの維持・発展を図ります。また、地域学校協働活動など、学習成果を地域や社会に貢献する活動として還元できるような取組みの拡大に努めます。

◆情報発信や交流の支援

地域で活動するグループ・サークルの情報発信や交流を支援し、生涯学習を通じて地域の仲間づくりが促進されるよう支援します。

(2) 学習成果を生かせる場や機会の充実

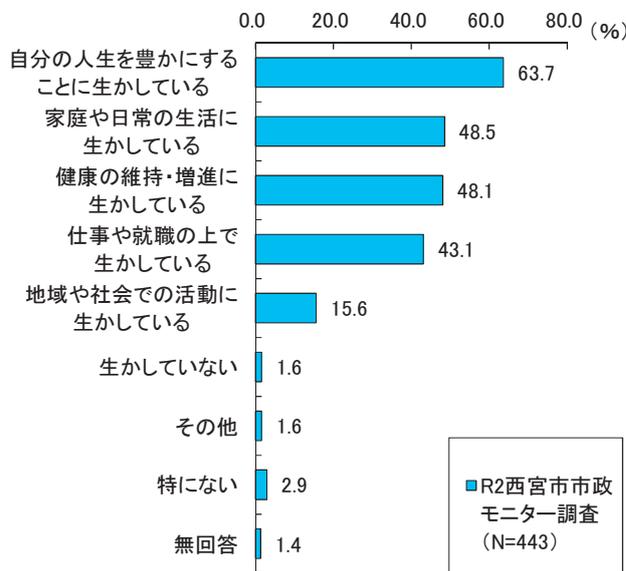
現状と課題

◇市民の有する様々な知識・技術や生涯学習の成果が、地域の課題の解決や新たな学びに役立つものとして還元され、生涯学習とまちづくりが有機的なつながりを持って展開されることが、目指すべき姿となります。

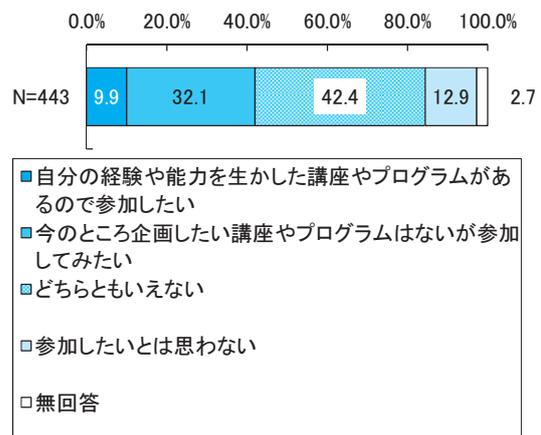
◇市政モニター調査においては、学習した成果の生かし方として「自分の人生を豊かにすることに生かしている」「家庭や日常の生活に生かしている」「健康の維持・増進に生かしている」といった回答が多く、「地域や社会での活動に生かしている」は少ない状況です。学習成果の活用を個人の生活の範囲にとどめるのではなく、地域や社会のために生かすための働きかけが課題となっています。

◇一方で、市政モニター調査では、市民の学習を支援する活動について、約4割が「参加してみたい」と回答しており、1割については「自分の経験や能力を生かした講座やプログラムがある」と回答しています。こうした市民の意欲を生かせる取組みを展開することで、学習成果の社会的な還元につながると期待されます。

■あなたは学習した成果をどのように生かしていますか。あるいは、生かせると思いますか。



■あなたは生涯学習に関する市民向け講座の企画やプログラムづくりなど、市民の学習を支援する活動に参加してみたいと思いますか。



施策の方向

①学習成果の還元取組み

◆成果の活用を視野に入れた講座等の展開

講座・教室等が学習のみで終わるのではなく、学習成果を活用した次の活動につなげることまでを一体的な取組みとして視野に入れた学習事業の展開を図ります。

発表会などの社会的交流の機会、ボランティア活動や専門的な興味の上昇、講座修了書の発行、プレゼンテーション機会の提供等について検討していきます。

◆市民の知識・技術や生涯学習の成果の活用の促進

市民の知識・技術や学習成果を積極的に活用し向上するしくみづくりとして、市民講師人材の登録・情報提供等や、公民館を利用して創意工夫に富んだ催しを開催できる「公民館活用促進プロジェクト」等の取組みを進めます。

②市民参加型の学習事業の展開

◆生涯学習支援人材の育成・発掘

公民館地域学習推進員や市民講師のように、市民の学習の支援に主体的に携わり、生涯学習を通じた仲間づくりや継続的な活動に貢献できる、知識・技術と意欲を有する人材の育成・発掘に取り組みます。

◆市民・学習グループなどと協働した事業展開

市民やグループ、NPOなど団体による企画講座や、学習事業を実施する上での協働等、市民参加型の生涯学習事業の展開を図ります。

③つながりささえあう関係づくりをコーディネートする職員等の育成

学習事業の企画・運営に関わる職員やスタッフ等が、学習活動を通じた人間関係の構築、学習成果の活用や新たな企画の展開までのサイクルを視野に入れたコーディネートができるよう、職員やスタッフ等の人材の育成や研修の充実を図ります。

コラム：公民館地域学習推進員研修会(講師プレゼンテーション)

地域課題の掘り起こしとその自主的解決を図ることを目的として、地域住民が主体的に講座の企画・運営を行う公民館地域学習推進員会。

研修会では2年に1度、新規講座を企画する参考とするため、講師の講座内容のプレゼンテーション会を開催しています。応募のあった講師の講座内容を冊子にして推進員に配布し、その中から希望の多かった講師のプレゼンテーションを受けます。直接講師に質問するコーナーや資料展示コーナーもあり、新たな講座を企画するきっかけとなっています。



(3) 様々な分野で活躍する人材の育成

現状と課題

- ◇本市においては健康づくり、環境学習、子育て支援、高齢者支援、障害者支援、読書活動、学校支援等、幅広い分野においてボランティア活動を行う市民の育成に取り組んでいます。
- ◇また、地域学校協働活動推進員や公民館地域学習推進員のように、市民主体の地域における活動がより良いものとなるよう、事業の企画やボランティアのマッチング、関係団体・機関との連携・調整等を行うコーディネーター的な役割を担う市民も活躍しています。
- ◇こうしたそれぞれの分野で必要とされる人材を育成していくことは、本市のまちづくりの重要な課題となっています。また、地域においては様々な活動の担い手の不足や高齢化が深刻化しており、こうした人材の育成も今後の課題となります。

施策の方向

①各種ボランティア・コーディネーターの育成

本市の様々な分野において、支援を必要とする人への支援や地域づくり・まちづくりに必要とされ、活躍するボランティアやコーディネーターの育成に向け、学習機会の提供と、活動を支援します。

②地域活動の担い手の育成・支援

持続可能なコミュニティを形成していくため、地域の様々な活動の担い手の育成に向けた学習活動を積極的に実施するとともに、地域での活動に直接つながるような支援の充実を図ります。

コラム：図書館ボランティア

図書館はボランティア活動の場でもあります。子供たちへの絵本の読み聞かせや視覚に障害のある方への対面朗読、傷んだ本の修理など、多くの方々が集い、様々な活動で本市の図書館を支えています。



ボランティアによるおはなし会



本の修理ボランティア

基本方針4：生涯学習を通じた地域づくり・まちづくり

(1) 市民性をはぐくむ学習支援

現状と課題

◇高齢化と人口減少が進む日本社会においては、人びとの生活を支えるために必要な支援の全てを行政が提供することは難しく、自助^{※17}・共助^{※18}・公助^{※19}を組み合わせながら、地域や市民の活動と連携・協働していくことが不可欠となっています。

◇地域コミュニティの活性化や支え合う人のつながりづくりがこれまで以上に重要な課題となっている中、市民の意識や行動に変容をもたらす生涯学習は、行政の様々な分野に関わる取り組みです。市民としての役割を担い課題解決や地域づくりに取り組む市民性（シチズンシップ^{※20}）の醸成が求められます。

◇行政課題に関わる市民の自主的な活動が盛んになることや、地域活動の担い手の育成、社会的課題の解決への市民参加は、行政分野を越えた本市の課題となっています。

施策の方向

①市民性（シチズンシップ）の醸成

◆市民性をはぐくむ学習の推進

市民一人ひとりが、社会の担い手としての権利と役割を自覚し、積極的に地域活動に取り組むきっかけとなるよう市民性をはぐくむ基礎講座の実施を検討します。また、地域を軸として様々な主体や団体が関わりながら、消費者教育、環境問題、貧困化、インクルーシブな社会、SNSやICT利用の弊害など、本市特有の課題だけではなく、国際的な課題を含む課題認識やその解決について学び行動する場づくりに取り組みます。

◆まちづくり人材の育成と活躍の場づくり

各分野で実施されている各種の人材養成講座をとりまとめ、新たに「(仮称)西宮シチズンカレッジ」として再編し、持続可能なまちづくりを担う人材の育成を目指します。また、育成した人材がそれぞれの学習・関心に応じた活動にスムーズに移行できるようなしくみづくりを進めます。

※17：自分で教養を高めたり、積極的に人のつながりをもつこと。

※18：家族・企業や地域コミュニティで共に助け合うこと。

※19：行政が援助すること。

※20：市民としての役割や責任を自覚し、社会に貢献しようとする心構え。

②地域課題への取組みの活性化

◆地域課題解決型学習の支援

地域住民自身によって企画される地域課題に即した学習が促進されるよう、地域課題に取り組む人材の育成と、研修、情報提供等による活動支援の充実に取り組めます。

◆市民参画のしくみづくり

各地域で活動する地域住民、地域団体、行政分野の職員等、幅広い分野で活動する人々が、学習や交流を通じて、地域の活性化に向けた課題や方向性を共有するとともに、共に活動するための場づくり、しくみづくりに取り組めます。

今後の取組み：分野横断・住民参加型ワークショップ

新たに策定した生涯学習推進計画の理念や方向性を周知するとともに、「学びと活動の好循環」のしくみづくりに向けて、各地域で地域活動団体、地域住民、行政分野の地域担当職員等をつなぐワークショップを各公民館で開催する予定です。住民・各種団体・行政職員等、立場の異なる者同士が地域を軸として、分野を越えて地域の課題について話し合い、交流する場を設けます。

ワークショップは、本市の生涯学習施策が目指す方向性を幅広い分野で活動する人々と共有するとともに、学習を通じた地域の活性化に向けた課題や求められる取組みの方向性について、各地域で把握・共有する場として実施します。

こうした活動を通じて、様々な社会問題や地域課題に関心のある人を発掘し、今後の活動へのきっかけをつくり、学習コミュニティを形成していくことが重要です。

また、関心や課題意識を共有する多様な主体が意見を出し合い、地域づくりについて話し合い、共に活動するための場づくり、しくみづくり（地域円卓会議）に向け、公民館等の生涯学習施設が、地域における協働の拠点として機能するような取組みの創出を進めます。



(2) 生涯学習による豊かな地域づくりの推進

現状と課題

◇地域の生涯学習の拠点として活用されてきた公民館ですが、利用者の固定化や子育て世代・若年世代の参加の少なさといった問題が顕在化しています。生涯学習と地域課題の解決が結びつき、学習を通じて地域コミュニティの活性化がもたらされるような取組みが求められています。

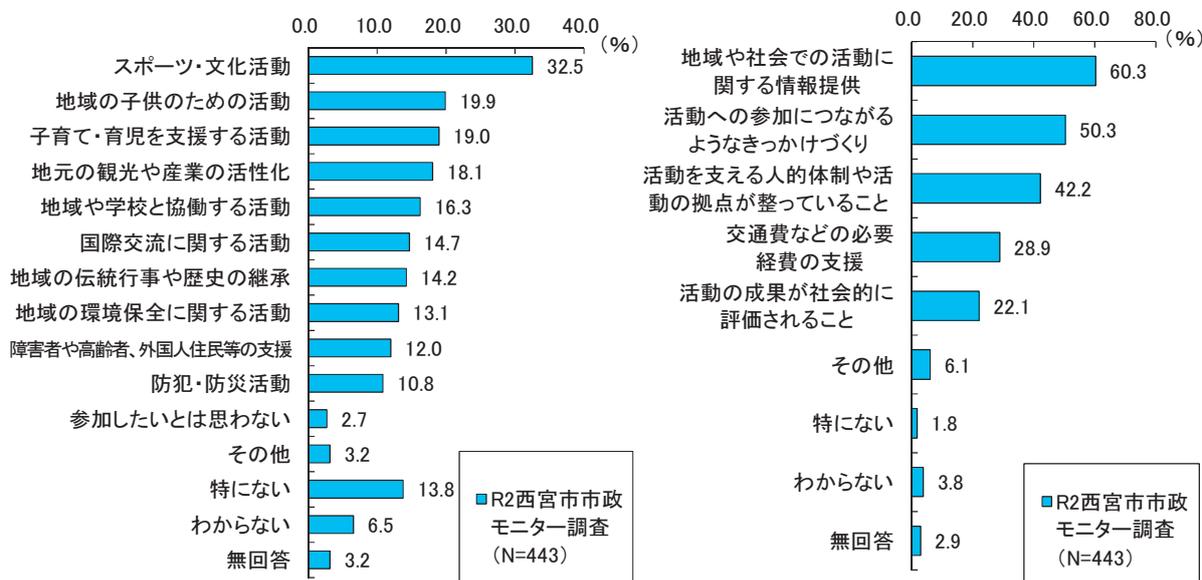
◇推進委員会調査においては、地域課題の把握に難しさを感じている公民館地域学習推進委員会が多いことが示されており、課題解決に役立つ事業を企画・立案する際の情報が不足していることが課題となっています。

◇市政モニター調査では、地域や社会での活動への参加希望について、何らかの活動への参加を希望している人が7割を超えており、参加の意欲は市民の間に広く存在していることがうかがえる結果となっています。

◇また、多くの人々が地域や社会での活動に参加するようになるために必要なことについては、情報提供やきっかけづくりといった回答が、社会的に評価されることや必要経費の支援といった回答を大きく上回っており、何らかの情報やきっかけがあれば、地域や社会での活動に参加する可能性のある市民が多くいることが示されています。

◇令和2年（2020年）6月に、本市を含む近隣5市の申請による『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』が日本遺産に認定されました。このような地域の歴史・文化資源を生かした学習機会の拡大と展開が今後の課題です。

■あなたは地域や社会でどのような活動に参加してみたいと思いますか。 ■多くの人が地域や社会での活動に参加するようになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。



施策の方向

①地域での学びを支える体制づくり

◆地域づくりの拠点としての公民館機能の再構築

地域と行政が共に地域課題を解決する拠点として、公民館の機能を再構築していきます。そのため、地域と行政の橋渡しや、地域活動団体間の協働の推進など、コーディネート機能を強化し、学習活動を通して地域づくりを支援できるよう職員の育成とスキルアップのための研修を充実します。

◆地域住民による課題解決講座の運営の充実

地域住民がその地域の課題を共有し、市民自らが課題の解決につなげていくことができるよう、身近な施設で学習に取り組める環境を整備するとともに、その充実を図ります。また必要に応じて行政の出前講座等とのマッチングを行い、地域課題解決を支援します。

◆地域の多様な団体が参画しやすい環境づくり

地域で活動するNPOや市民活動団体・企業市民など、多様な団体の活動成果が地域で生かされるよう取り組みます。

②地域をよりよく知るための学習の支援

◆地域の歴史や文化についての学習の推進

地域のよさの再発見やよりよいまちづくりのきっかけとなることが期待される、本市の歴史や文化についての学習機会の充実を図ります。観光分野と文化財分野が連携し、日本遺産をはじめ本市の歴史・文化資源の活用を積極的に推進します。

コラム：「西宮歴史調査団」の活動

西宮歴史調査団は、平成 18 年度（2006 年度）から活動している市民主体の文化財調査ボランティアです。郷土資料館学芸員に調査方法の指導を受けながら、西宮市内にある歴史・文化資源を一つ一つ拾い上げて記録しています。現在「橋梁班」「石造物班」「古文書班」「竜吐水班」があります。

活動の成果は、展示・講座・現地解説会や報告書の刊行等、積極的に発信されています。



■ 学びを通じた地域づくりの拠点イメージ

生涯学習社会を基盤とした持続可能なまちづくりを進める上で、学びを通じた地域づくりの拠点が重要となります。拠点に求められる機能は、概ね次の通りで、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を具体化するための様々な機能を備えていく必要があります。

◇ 地域課題解決型学習の推進

啓発講座、ワークショップの開催、地域住民による主体的な学習活動の実施

◇ 多世代交流の促進

様々な地域行事が行われるとともに、特定の目的がなくても立ち寄り、学んだり、人と交流したり、休憩したりできる居場所の提供

◇ 人材養成講座の実施

(仮称)西宮シチズンカレッジ・基礎講座等

◇ 市役所と連携した啓発事業の実施

環境、防災、消費生活、人権学習、まちづくり等

◇ 子育て支援

宮水ジュニア事業、子育て地域サロン、移動児童館など青少年健全育成に向けた活動

◇ 文化的行事の開催

文化振興財団との連携行事（音楽、舞台芸術会等）

◇ 地域課題集約と行政との連携

各地域団体が取り組む地域課題を集約し、市役所とつなぐ役割

◇ 地域円卓会議の開催

関心や課題意識を共有する多様な主体が地域づくりについて話し合い、活動するための場づくり

◇ 地域における多様な主体の連携推進

NPO、市民グループ、学校、大学、事業者（生協、信用金庫、福祉施設、医療施設、商店街、農業者等）との連携構築

◇ 民間事業者による地域貢献の支援

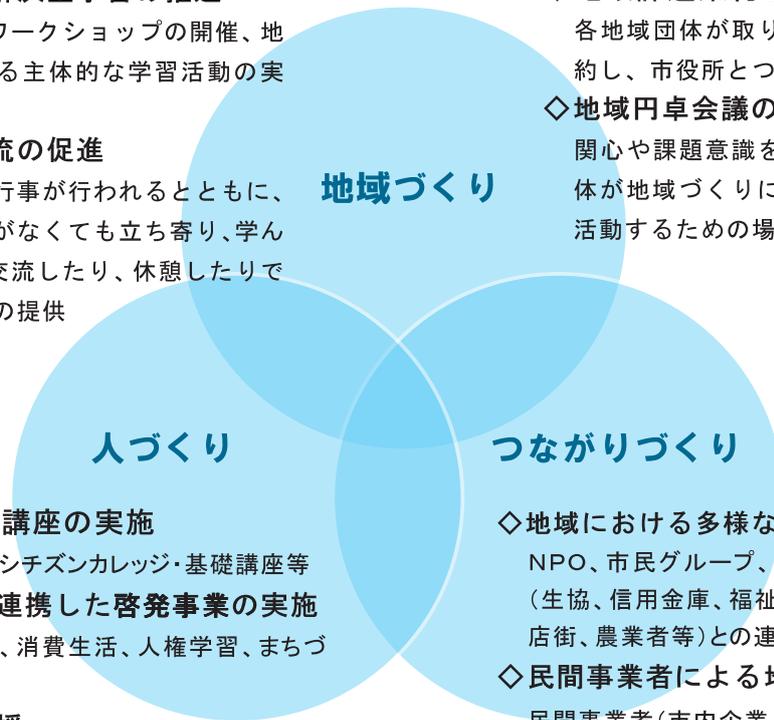
民間事業者（市内企業、福祉施設等）による社会貢献事業を通じた地域づくりへの支援

◇ グループ活動の支援

グループ活動の場及び発表の場の確保、講座への参加を契機とした仲間づくりの支援等

◇ 共生のまちづくりとの連携

ボランティアセンター、まちカフェなど、福祉目的で行われる活動との連携・協働



③ よりよい地域やまちをつくっていくための学習・活動の充実

◆ 持続可能な社会の担い手の育成

将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代が快適に生活するための手段である「持続可能な開発」は、単に環境に関する問題への取組みだけでなく、各個人ができることを考え、実践することで課題解決につなげていくことが必要です。そのような社会の担い手をはぐくむ取組みを全市的に推進します。

基本方針 4：生涯学習を通じた地域づくり・まちづくり

◆環境学習と生涯学習の一体的推進

平成 15 年（2003 年）に「環境学習都市宣言」を行った本市では、独自の環境学習システム（エコカード・エコスタンプシステム）を導入し、学びあうまちのしくみづくりや環境学習の機会の創出などに取り組んできました。環境学習都市としての蓄積を次代に引き継ぐ環境学習の取組みの更なる充実を図るとともに、こうした環境学習事業の蓄積と、生涯学習事業との連携を強化し、一体的推進に努めます。

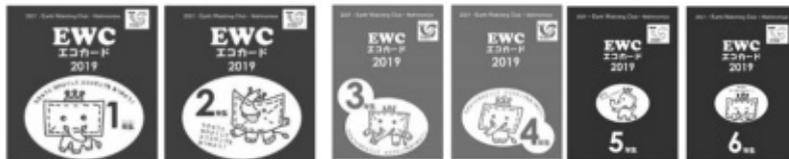
■エコカード・エコスタンプシステム

環境に関する学習や活動を行った際に、カードにスタンプを押してもらえる西宮市オリジナルの環境学習のしくみです。カードの種類は「就学前の幼児」を対象とした「ちきゅうとなかよしカード」、「小学生」を対象としたエコカード、「中学生以上の市民」を対象とした「市民活動カード」と世代に応じて大きく 3 つに分かれています。スタンプは学校、保育所、地域、文具店や量販店などで押してもらうことができ、学校、地域、お店のそれぞれがこのシステムを支えるサポーターになっています。

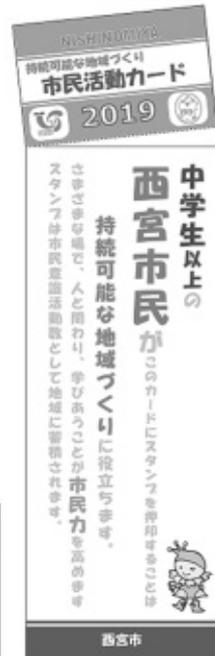
小学生は、カードに一定数のスタンプを集めると「アースレンジャー（地球を守る人）」に認定されます。このしくみを通じて、人と人との新たな交流を生み出し、個々の活動を社会的な活動へ広げるとともに、まち全体が「学びの場」となっていくことを目指しています。



ちきゅう
なかよしカード



EWCエコカード



市民活動カード

コラム：持続可能な開発のための教育(ESD)

「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development) とは、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことで、各課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会の創造を目指す学習や活動です。ESD は持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ教育といえます。この ESD の実施には、特に次の 2 つの観点が必要とされます。

- 人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性をはぐくむこと
- 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人をはぐくむこと

そのため、環境、平和や人権等の ESD の対象となる様々な課題への取組みをベースにしつつ、環境、経

済、社会、文化の各側面からの学際的かつ総合的な取り組みが求められます。

特に、その目標として、次の 3 つが考えられています。

- 全ての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
- 持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
- 環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと

この目標達成のために、生涯学習の場でも、環境教育や開発教育をはじめ平和、人権等の ESD の対象となる課題について学んでいくことが求められます。

参考：『我が国における「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」実施計画』平成 23 年

◆防災・減災のための学習機会の充実

災害への備えとして、既存の防災講座等の取組みに加えて、防災に関する情報や知識をいつでも得たり学べる取組みを進めます。

防災マップでは、具体的な防災行動に結びつく情報を充実させるとともに、市ホームページの防災関連情報が、より伝わりやすくなるよう改修し、いつでも情報を得て活用できる環境を提供するなどして、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。



小学校区防災訓練の様子

◆災害に強い地域づくり

地域における人のつながりを強める取組みとして、自主防災組織の活動を支援します。その一例として、自主防災組織が主体となり、住民が協力して作成する地域版防災マップや地区防災計画作りを推進するなど、災害時の対応や危機管理に関する地域の合意形成を支援します。このような住民相互の学び合いによる“つながり”を生み、災害に強い地域づくりを目指します。

◆地域共生社会の実現に向けた生涯学習の推進

地域福祉を推進していくためには、市民主体の福祉活動が重要な基盤となります。西宮市社会福祉協議会とも連携し、地域を構成する市民一人ひとりや団体・組織などが主体的に関わり、お互いを認め合い、つながり、支え合いながら、生活・福祉課題を解決するしくみづくりを支援します。

また、学校教育をはじめとする様々な場・機会を通じた福祉学習の推進及び情報提供をすることにより地域福祉への関心・理解につなげ、地域共生社会の実現に向けた生涯学習の推進に努めます。

◆青少年の健全育成を通じた地域づくり

青少年に対して多彩な地域活動の場や家族とのふれあいの機会を提供することや、青少年の安全・安心につながる活動を行っている、各地区青少年愛護協議会等の青少年関係団体に対して、その自主性を尊重しながら活動を支援することで、青少年健全育成を通じた地域づくりを促進します。



ふれあいおもちつき大会の様子

(3) 地域の多様な主体による連携体制の構築

現状と課題

- ◇本市においてはこれまで、様々な分野における住民主体のコミュニティ活動が展開されてきましたが、それぞれが個別に活動し、横の連携が十分ではないという問題も指摘されています。
- ◇平成 30 年答申では、市内で活動する地域活動団体の調査を踏まえ、専門的な知識と技術、技能を有するコーディネーターの存在により、多様な主体が連携・協働することができ、今後のリーダーの育成にも大きな役割を果たすこと、他団体との連携が安定的に継続するためには、お互いにメリットを感じられることも大切であることを指摘しています。
- ◇令和 2 年度（2020 年度）より市内 12 の小・中・義務教育学校でコミュニティ・スクール制度の導入が進められており、今後全市的に拡大していく計画となっています。地域と学校との連携の充実が本市の地域づくりにおける今後の重要な課題であり、学校を核とした教育コミュニティにおいて積極的に活動できる人材の育成・発掘も求められています。

施策の方向

①地域団体等の連携・協力体制の充実

◆地域団体の連携の推進

各地域では、自治会、社会福祉協議会、青少年愛護協議会、コミュニティ協会、老人クラブ、スポーツクラブ 21 などの様々な地域団体が活動しており、その多くが公民館運営協議会にも参画しています。今後、公民館に、学びを通してまちづくりを支援する機能を付加し、地域づくりの拠点として明確に位置付けることで、同協議会における熟議を通して、地域のことは地域で解決していこうという機運を醸成します。

また、同協議会など、主体的に地域課題に取り組む各団体が一堂に会する会議体を基に地域コミュニティのネットワーク化を図り、各団体や課題意識を持った地域住民・企業市民等とともに、目標を共有し、連携・協力するための話し合いの場づくり（地域円卓会議）を、地域の実情を踏まえながら進めていきます。

地域の多様な主体によるネットワークづくり



エココミュニティ会議



地域コミュニティ懇談会
(コミュニティ協会)



学校運営協議会

**地域力の
総合化**



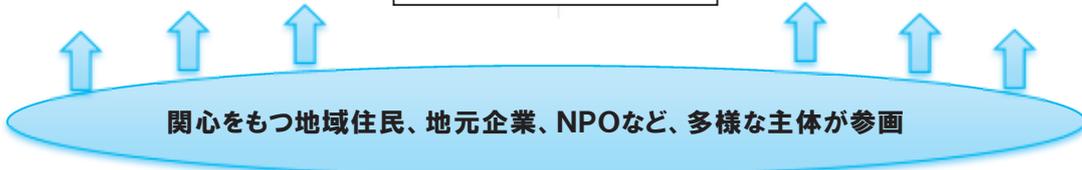
地区ネットワーク会議
(社会福祉協議会)



公民館運営協議会



青少年愛護協議会



関心をもつ地域住民、地元企業、NPOなど、多様な主体が参画

※上記に掲載した会議体以外にも様々な団体が活動しています。

基本方針4：生涯学習を通じた地域づくり・まちづくり

◆学校を核とした地域づくり（コミュニティ・スクール）の推進

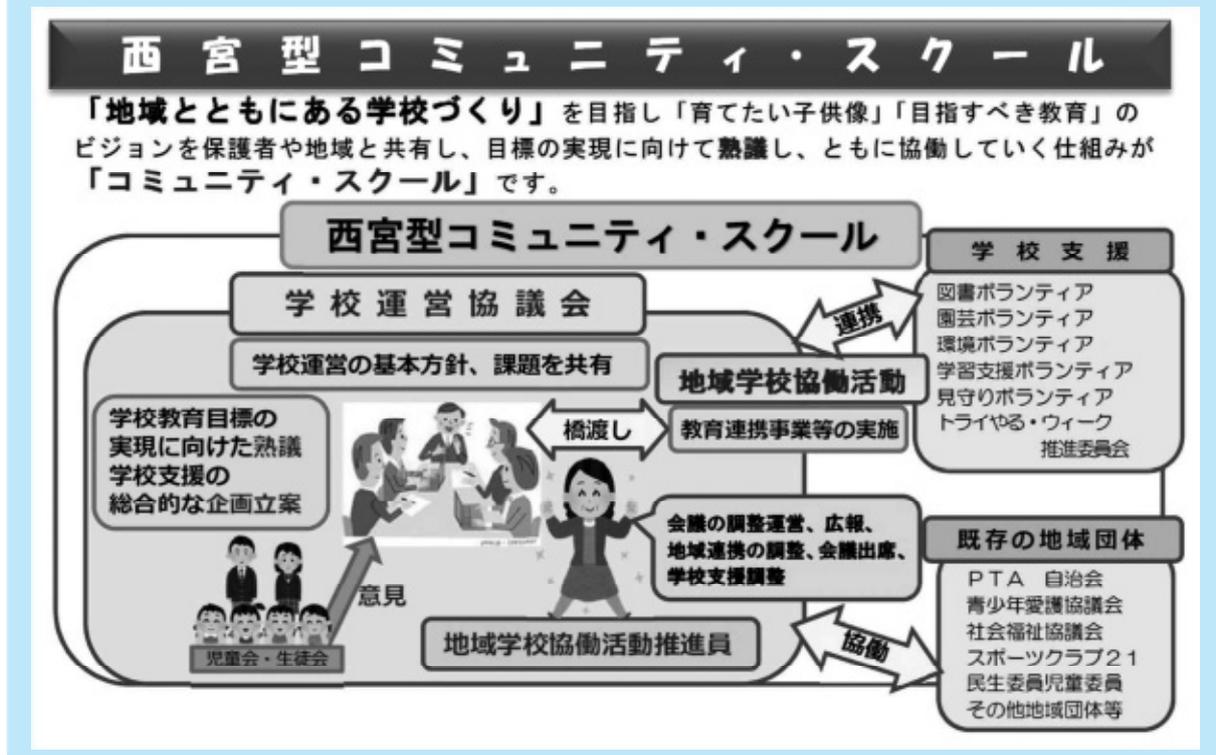
学校の教育課程を地域に開かれたものとするとともに、地域の住民が教育の支援や学校経営に参画するための熟議を行う学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールを推進します。またそこで活動する地域学校協働活動推進員等の人材の育成・発掘を進めます。

今後の取組み：コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

複雑化・多様化している学校現場の課題等を解決し、子供たちの教育環境を充実させるため、保護者、地域住民等の協力を得て社会総がかりで教育の実現を図っていくことが重要との考えから、「地域とともにある学校」の理念のもと、本市では全ての市立学校（幼稚園を除く）において学校運営協議会の設置を進めています。

ここで重要となるのが、新たに配置される地域学校協働活動推進員をはじめとする、地域の様々

な人材の参画であり、子供も大人もともに学び合う地域づくりです。学校を核として地域のコミュニティの自発的な活動を活性化させていくためには、これまで公民館等を中心に行われてきた地域の学習活動との連携が不可欠です。学校と公民館それぞれが核となる活動を連携させ、生涯学習での学びが学校支援活動につながり、学び続ける地域づくりを推進することで、西宮市らしいコミュニティ・スクールの実現を目指します。



②地域の多様な主体との連携・協力の充実

◆多様なNPOなど団体・民間事業者との連携

本市においては多様なNPOや市民活動団体・企業市民が、それぞれの課題意識をもって活動しています。こうした多様な主体による自主的な活動が公民館等で更に活発に行われるよう、施設使用にあたって側面から支援する「(仮称)地域づくりパートナーシップ制度」を創設し、地産地消のような経済的な側面を有する活動を含め、魅力ある楽しい活動を軸とした緩やかなネットワークをつくり、社会の参加の輪を広げていきます。

(4) 地域づくりをまちづくりに広げる取組みの展開

現状と課題

- ◇それぞれの地域で行われる地域づくりのための学習・活動が、より活発に継続して取り組まれるようになるためには、中心となって活動する人々が孤立することなく、自らも学習を深めながらコーディネート の質を高めていくことが重要となります。
- ◇地域における活動の担い手が、他地域や他分野で活躍する市民とのつながりを深め、情報や効果的な取組み事例を交流しながら学び合うコミュニティとして、自律的・継続的な取組みを進めていくことで、それぞれの地域づくりの活動が市内全域に広がり、まち全体をよりよいものとしていくことが期待されます。
- ◇本市においては、公民館地域学習推進員会講座のように、各地域で活動する市民が定期的集まり学ぶ機会を持つことはありましたが、他地域、他分野で活躍する市民相互の交流や学び合いは必ずしも活発とは言えない状況であり、今後こうした取組みを推進していくことが求められます。

施策の方向

①地域づくりの担い手の交流・学び合いの促進

◆交流・学習の場の提供

実践交流会や研修等、それぞれの地域における先進的な活動について知り、地域における活動の質を高めていけるような交流・学び合いの場づくりに取り組みます。また、継続的な活動に向け、担い手相互の人間関係づくりも視野に入れた取組みの充実を図ります。

②生涯学習推進体制の整備

◆行政内部の連携強化

全庁的に生涯学習事業を把握、コーディネートする部署を設置し、行政内部における関係部署間相互のネットワークを構築します。また、生涯学習推進本部の下、庁内関係組織間の連携を強化するとともに、効率的・効果的な事業展開を図ります。

第4章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 生涯学習推進に向けた組織再編

本市は、令和2年度に産業文化局に生涯学習部を設置し、同部に教育委員会事務局から社会教育課を移管し、生涯学習企画課としました。令和3年度には、図書館、公民館、郷土資料館についても市長事務部局へ移管します。このことにより、市長を中心とした全庁的な生涯学習推進体制を確立し、市長と教育委員会が連携を密にして、学校教育を含む各教育施策の連携強化、生涯学習関連事業の効率化、社会教育施設、文化施設等を含む複合施設のあり方の見直しなどに取り組みます。また、今後の施策展開を踏まえた各施設の効率的な運営手法の研究に取り組みます。

社会教育事業として実施している文化的講座・行事のうち、宮水学園事業など内容が体系化され、定型的に行われているものについては、市の外郭団体である「公益財団法人西宮市文化振興財団」と連携し、財団が実施している文化・芸術活動との相乗効果により、更なる充実を図ります。

本計画の推進にあたっては、市長を本部長とする局長級による生涯学習推進本部を設置し、庁内の生涯学習関連部局の情報共有と連携強化を図り、生涯学習施策を円滑かつ効果的に推進します。市民協働が重要な政策課題となる中、市民の意識や行動に直接働きかける生涯学習施策は、今後一層の重要性を増すことになることから、その役割を十分担うことのできる体制づくりを引き続き推進します。

(2) ネットワーク型行政の推進

令和2年答申において指摘されているように、「生涯学習の理念の下に、教育を担う多様な組織や機関が有機的・機能的に連携・協働するネットワーク型の組織構造を組み込んだ行政組織と、各地区を単位としたコミュニティ・ガバナンス^{※21}とを両輪としながら…全市民がそれぞれの生活と有機的に結びついた学びを展開できる環境」を長期的に実現していく必要があります。生涯学習を一行政分野の取組みにとどめるのではなく、市政全体にわたって市民協働を駆動させるための重要なツールとして位置付け、全庁的に取り組んでいくことが求められます。

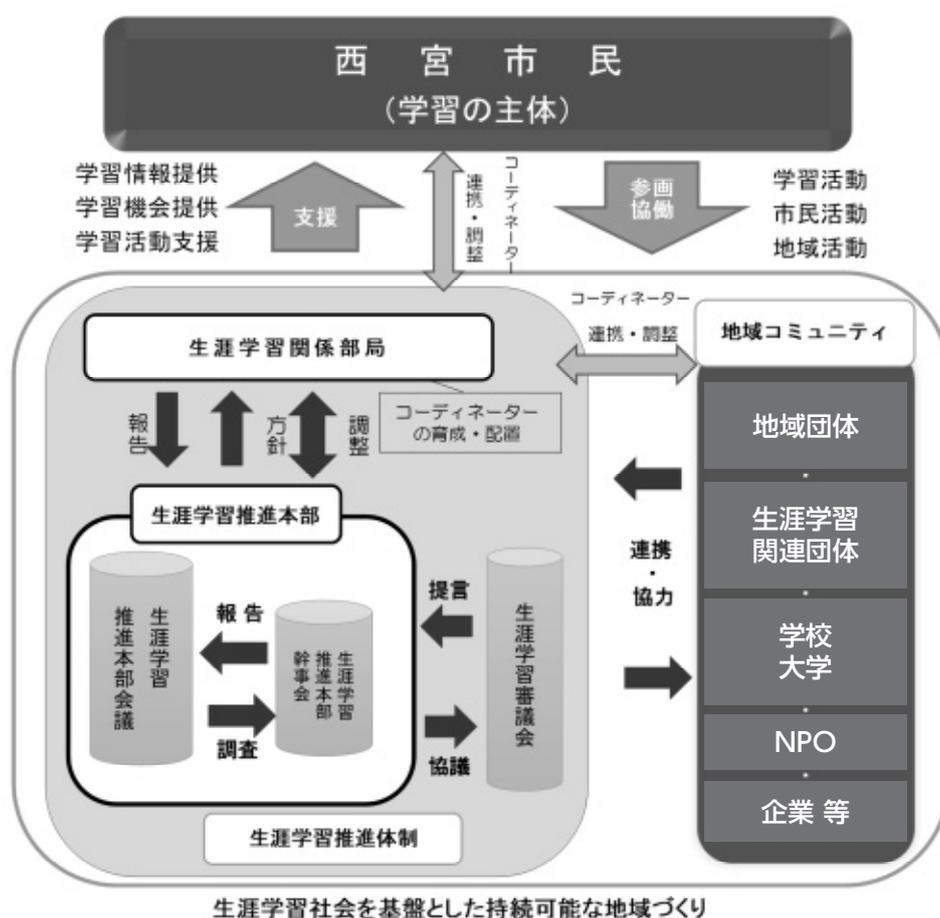
生涯学習振興は従来の縦割り組織的な役割分担ではなく、全ての行政分野に横断的に関与する施策領域であることに鑑み、生涯学習推進本部を中心として、より効果的な生涯学習施策の推進に向け、全庁的なネットワーク型行政を構築し、連絡調整できる体制を整備します。

※21：地域コミュニティにおける民主的なルールづくりに向けた運動。

また、地域に根差した学習活動を分野横断的にコーディネートできる組織の整備に取り組みます。行政組織だけではなく、地域で活動する様々な市民の団体や、大学等の教育機関や民間事業者を含め、市民主体の協働のまちづくりに向けて効果的に機能する生涯学習支援体制を構築します。

(3) 職員研修の充実

従来の発想とは異なるネットワーク型の推進体制を実現していくためには担当部局の専門性を前提に、持続可能なまちづくりに向けた生涯学習の振興に対する職員の共通理解を高めることが不可欠となります。本計画の実現に資する職員研修の充実を図ります。



2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は毎年行い、各部局が実施する事務事業評価や施設利用・事業実施の状況について、生涯学習推進本部で集約し、生涯学習の視点から内部評価を行います。また、その結果を生涯学習審議会に報告し、進捗状況についての意見を受けて外部評価の機会とし、両者の評価を事業へ反映できるよう取り組みます。

資料編

1 西宮市生涯学習推進計画の策定経過

(1) 西宮市生涯学習審議会（附属機関）

① 第1期委員名簿

(敬称略)

選出区分	名 前	所 属 ・ 役 職	備 考
学校教育関係者	飯干 英典	西宮市立中学校長会（甲武中学校長）	
社会教育又は 家庭教育関係者	根岸 直代	西宮市PTA協議会会長	
	三澤 幹之	西宮市スポーツ推進委員協議会会計	
	川本 輝子	西宮市子ども会協議会会長	
	田 中 理	西宮芸術文化協会事務局長	
	森 郁子	西宮市青少年愛護協議会委員	副会長
学識経験者	佐藤 智子	東北大学高度教養教育・学生支援機構 准教授	
	立田 慶裕	神戸学院大学人文学部教授	会長
	服部 泰宏	神戸大学大学院経営学研究科准教授	
	本多 千明	武庫川女子大学教育学部講師	
市民	吉田 昌明	公募委員	令和2年6月～
	大部 彩香	公募委員	令和2年6月～

② 会議開催経過

開催日	会 議	議 題
令和2年4月27日	令和2年度 第1回生涯学習審議会	(書面会議) ・計画策定の調査について意見確認書提出
令和2年6月4日	令和2年度 第2回生涯学習審議会	・計画策定方針について ・市政モニター調査質問項目について ・計画策定スケジュールについて
令和2年8月6日	令和2年度 第3回生涯学習審議会	・計画骨子案について ・施設調査、団体調査等について
令和2年10月8日	令和2年度 第4回生涯学習審議会	・計画素案について ・生涯学習関連事業調査結果について
令和2年11月12日	令和2年度 第5回生涯学習審議会	・計画素案について ・パブリックコメントの実施について
令和3年2月25日	令和2年度 第6回生涯学習審議会	・パブリックコメントの実施結果について ・計画案について

2 西宮市生涯学習推進本部会議等

開催日	会 議	議 題
令和2年7月13日	生涯学習推進本部準備会	計画の具体的施策について
令和2年11月2日	第1回生涯学習推進本部幹事会	計画策定状況について
令和2年11月16日	第1回生涯学習推進本部会議	計画策定状況について
令和3年2月15日	第2回生涯学習推進本部幹事会	計画策定状況について
令和3年2月16日	第2回生涯学習推進本部会議 (書面会議)	計画策定状況について

3 西宮市教育委員会会議等

開催日	議 題
令和2年11月11日	生涯学習推進計画（素案）について
令和3年2月10日	生涯学習推進計画（素案）のパブリックコメントの実施結果について

4 各種調査

実施日	内 容
令和2年6月	施設調査
令和2年7月	推進員会調査
令和2年7月22日	市政モニター調査
令和2年8月24日	生涯学習関連事業調査
令和2年10・11月	障害者の生涯学習についてのアンケート

5 パブリックコメントの実施

募集期間	令和3年1月4日～令和3年2月3日
募集結果	意見提出者：44名 (郵送9名、FAX8名、窓口提出6名、LINE3名、インターネット18名) 意見件数：105件

6 西宮市生涯学習関連施設一覧

No.	施設名称	所在地
1	中央公民館	高松町4-8
2	鳴尾公民館	鳴尾町1丁目8-2
3	鳴尾東公民館	東鳴尾町1丁目9-1
4	南甲子園公民館	甲子園九番町15-40
5	今津公民館	今津水波町9-28
6	山口公民館	山口町下山口4丁目1-8
7	上甲子園公民館	甲子園口3丁目9-26
8	大社公民館	柳本町1-37
9	甲東公民館	上甲東園2丁目11-60
10	塩瀬公民館	名塩新町1
11	春風公民館	甲子園春風町2-21
12	夙川公民館	羽衣町1-39
13	浜脇公民館	浜脇町5-14
14	用海公民館	石在町10-21
15	学文公民館	学文殿町2丁目4-24
16	若竹公民館	西福町15-12
17	瓦木公民館	瓦林町8-1
18	段上公民館	段上町2丁目10-3
19	高須公民館	高須町2丁目1-35
20	神原公民館	神原6-11
21	越木岩公民館	樋之池町5-29
22	高木公民館	高木東町15-10
23	上ヶ原公民館	六軒町1-32
24	西宮浜公民館	西宮浜4丁目13-1
25	中央図書館	川添町15-26
26	北部図書館	名塩新町1
27	鳴尾図書館	甲子園八番町1-20
28	北口図書館	北口町1-2
29	中央図書館越木岩分室	樋之池町5-31
30	中央図書館段上分室	段上町2丁目10-3
31	中央図書館上ヶ原分室	六軒町1-32
32	中央図書館甲東園分室	甲東園3丁目2-29
33	中央図書館高須分室	高須町1丁目7-91
34	中央図書館山口分室	山口町下山口4丁目1-8
35	中央図書館若竹分室	西福町15-12
36	西宮市民会館	六湛寺町10-11
37	フレンテホール	池田町11-1
38	プレラホール	高松町4-8
39	市民ギャラリー	川添町15-26
40	北口ギャラリー	北口町1-2
41	甲東ホール	甲東園3丁目2-29
42	山口ホール	山口町下山口4丁目1-8
43	ギャラリーフレンテ	池田町11-1
44	男女共同参画センターウェーブ	高松町4-8
45	子育て総合センター	津田町3-40
46	塩瀬児童センター	名塩新町1
47	山口児童センター	山口町下山口4丁目1-8

No.	施設名称	所在地
48	郷土資料館	川添町15-26
49	分館名塩和紙学習館	名塩2丁目10-8
50	貝類館	西宮浜4丁目13-4
51	平和資料館	川添町15-26
52	山東自然の家	朝来市山東町粟鹿2179
53	中央体育館・武道場	河原町1-16
54	中央体育館分館	神祇官町2-6
55	今津体育館	今津真砂町1-4
56	鳴尾体育館	上田西町4-43
57	甲武体育館	上大市5丁目15-25
58	北夙川体育館	樋之池町11-33
59	塩瀬体育館	東山台5丁目10-1
60	浜甲子園体育館	枝川町20-15
61	流通東体育館	山口町阪神流通センター1丁目5-1
62	勤労者体育館	松原町2-41
63	鳴尾浜臨海野球場	鳴尾浜1丁目5-2
64	津門野球場	津門住江町3
65	甲子園浜野球場	甲子園浜2丁目7
66	能登運動場	能登町14-26
67	西宮浜多目的人工芝グラウンド	西宮浜3丁目
68	甲山自然の家	甲山町67
69	甲山自然学習館	甲山町67
70	甲山キャンプ場	甲山町67
71	社家郷山キャンプ場	越水字社家郷山1-119
72	甲子園浜自然環境センター	枝川町19-10
73	環境学習サポートセンター	甲風園1丁目8-1
74	勤労会館	松原町2-37
75	勤労青少年ホーム	松原町2-37
76	市民交流センター	高松町20-20
77	大学交流センター	北口町1-2
78	消費生活センター	北口町1-1
79	県立芸術文化センター	高松町2-22
80	県立総合体育館	鳴尾浜1-16-8
81	県立甲山森林公園	甲山町43
82	県立美術館西宮分館	上甲東園1丁目10-40
83	(公財)西宮市大谷記念美術館	中浜町4-38
84	(公財)辰馬考古資料館	松下町2-28
85	(公財)白鹿記念酒造博物館	鞍掛町8-21
86	(公財)堀江オルゴール博物館	苦楽園四番町7-1
87	関西学院大学博物館	上ヶ原一番町1-155
88	(一財)山口町徳風会 山口郷土資料館	山口町上山口2-11-27
89	(公財)黒川古文化研究所	苦楽園三番町14-50
90	日本盛酒蔵通り煉瓦館	用海町4-28
91	大手前アートセンター	郷免町8-12
92	アガベ大鶴美術館	甲山町53-4
93	甲子園歴史館	甲子園町1-82

7 関係条例等

西宮市附属機関条例（抜粋）

（平成 25 年 7 月 10 日）

（西宮市条例第 3 号）

西宮市附属機関条例（平成 11 年西宮市条例第 36 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。

4 委員は、2 回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4 回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第 3 条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（西宮市生涯学習審議会の特例）

第 28 条の 7 市長は、第 2 条第 2 項の規定により、西宮市生涯学習審議会（以下この条において「審議会」という。）の委員を委嘱しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 会長が特定事項の協議、調査等のため特に必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

3 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 4 小委員会は、その設置の目的を達成したときは、解散する。
- 5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 7 臨時委員を委嘱した場合の審議会における第3条第5項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。
- 8 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは解嘱されるものとする。

別表

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項	西宮市生涯学習審議会	生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事項、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条に規定する社会教育に係る補助金の交付に関する事項及び同法第17条第1項各号に掲げる業務に関する事項の調査及び審議	15人	学校教育関係者 社会教育又は家庭教育関係者 学識経験者 市民

市長の附属機関の委員の構成別の定数に関する規則（抜粋）

（平成12年5月10日）

（西宮市規則第2号）

別表に掲げる市長が設置する附属機関の委員の構成別の定数は、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

附属機関の名称	委員総数の上限	構成及び構成別の定数
西宮市生涯学習審議会	15人	学校教育関係者 1人 社会教育又は家庭教育関係者 7人以内 学識経験者 5人以内 市民 2人以内



西宮市生涯学習推進計画

令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)

発行年月：令和3年（2021年）4月

西宮市産業文化局 生涯学習部 生涯学習企画課
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
TEL 0798-35-3773

E-mail : vo_shogaigakushu@nishi.or.jp

